

決算審査特別委員会会議録(2日目)

1 日 時

令和7年10月27日(月曜日)

開会 午前9時00分

閉会 午後4時01分

2 場 所

委員会室

3 出席委員

委員長	川口 和代	副委員長	向井 哲哉
委員	日野 猛仁	委員	門田 裕一
委員	北橋 豊作	委員	森川 建司
委員	正岡 満		

4 欠席委員

なし

5 説明員

三谷陽紀	産業建設部長
池内伸至	農業振興課長兼農業委員会事務局長
坪田考宣	農業振興課課長補佐兼農業委員会事務局次長
久保貴比古	環境政策課長
石崎恵美	環境政策課課長補佐
河内勇人	商工観光課長
松本憲文	商工観光課課長補佐
迫田綱蔵	商工観光課企業誘致推進室分室長
太森真喜恵	中山地域事務所長
二宮誠二	中山地域事務所次長
鍋田豊樹	農林水産課長
大西孝明	農林水産課課長補佐
立田 忍	農林水産課係長
武智博	土木管理課長
神東利明	土木管理課課長補佐
小西洋三	土木管理課課長補佐
小寺卓也	都市整備課長
大塚直人	都市整備課課長補佐
井上秀司	都市整備課課長補佐
長岡崇	上下水道課長
堀内英幸	上下水道課課長補佐
岡市眞矢	上下水道課課長補佐

高井保雅	上下水道課課長補佐
向井功征	企画振興部長
松本宏	地域創生課長
丸本竜士	地域創生課課長補佐
宮田勝秀	地域創生課係長

6 事務局職員出席者

宮崎栄司 議会事務局長 久保光代 議会事務局係長

7 その他の出席者

なし

8 会議に付した事件

認定第 1 号	令和6年度伊予市一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第 4 号	令和6年度伊予市飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 5 号	令和6年度伊予市浄化槽整備特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 6 号	令和6年度伊予市伊予港上屋特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 8 号	令和6年度伊予市都市総合文化施設運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 9 号	令和6年度伊予市水道事業会計決算の認定について
認定第 10 号	令和6年度伊予市下水道事業会計決算の認定について

9 会議の概要

午前9時00分開会

~~~~~

○川口和代委員長:おはようございます。

ただいまから、決算審査特別委員会2日目の審査を行います。それでは、早速、審査に入ります。

○農業委員会事務局・農業振興課(午前9時00分～午前10時05分)

説明員:三谷陽紀産業建設部長 池内伸至農業振興課長 坪田考宣農業振興課課長補佐

傍聴議員:平塚優美 西岡勝志 吉田貴則

傍聴人:なし

欠席議員:なし

○川口和代委員長:これより、農業委員会、農業振興課の所管に係る決算審査を行います。

認定第1号令和6年度 伊予市一般会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。  
まず、農業振興課の所管について、説明をお願いします。

○坪田考宣農業振興課課長補佐(農業委員会次長):198、199ページをお願いします。

6款1項2目農業総務費、執行率96.4%でございますが、ここでは、主に一般職員の人件費や農業総務に係る事務費、各農業関係団体への会費や負担金等について支出しております。

主な不用額等につきまして、同10節需用費、執行率56.0%、並びに同11節役務費、執行率93.4%でございますが、これは主に消耗品費や燃料費、郵送料等の節減に努めた結果、不用額が生じたものでございます。

なお、以降の各事業における10節、11節も同様の理由により不用額が生じたものでございますので説明を省略させていただきます。

同13節使用料及び賃借料、執行率95.3%でございますが、これは農業振興センターの建物の賃借料と大判プリンターの機器借上げ料でございます。

同18節負担金、補助及び交付金、執行率99.8%でございますが、これは松前町・砥部町を含む広域で組織し、農家への技術指導等を実施しております「伊予地区農業改良普及事業推進協議会」等、農業関係諸団体、計7団体への負担金等について支出しております。

6款1項3目農業振興費、執行率97.8%でございますが、ここでは、主に担い手の育成や産地振興に資する事業、鳥獣害防止対策事業、各農業振興団体への活動支援等、多様な農業施策について支出しております。

なお、この事項別明細書と併せて、別冊成果調書35～40ページに、主たる事業を掲載しておりますので、別途御参照ください。

198から201ページをお願いします。

同18節負担金、補助及び交付金、執行率97.9%でございますが、ここでは、農業振興に資する各種補助事業について支出しております。

主な不用額につきまして、成果調書の35、36ページをお願いします。

農業活性化緊急対策事業における苗木購入に関する補助について、本事業よりも有利な国費事業の活用により不用額が生じたことと、農業近代化利子補給事業において見込んでいた貸付申し込みを農業者が中止したこと等により不用額が生じたものでございます。

6款1項4目水田農業対策費、執行率89.5%でございますが、ここでは主に水田農業振興に資する事業及び事務的経費について支出しております。

主な不用額等につきまして、同18節負担金、補助及び交付金、ひめの凜生産・集荷強化支援事業費補助金441万7,000円、執行率89.5%におきましては、耐暑性のある愛媛県開発品種である水稻品種、ひめの凜の生産・集荷拡大に伴い伊予カントリーエレベーターの機能更新等に要するJAに対する補助でございますが、入札減少等による事業費の変更により不用額が生じたものです。

6款1項5目中山間地域等直接支払事業費、執行率99.9%でございますが、ここでは、中山間地域の耕作放棄地の発生防止と、農業生産の維持を図りながら多面的機能を確保するため、各協定参加者への直接支払事業について支出しており、参加者は、78協定1,225人、対象面積は約737.4haとなっております。

主な支出につきまして、同12節委託料、執行率98.8%でございますが、ここでは集落協

定に関するデータ管理、支払制度に関する図面や帳簿の一体管理・執行、支援システムの保守等に係る委託料でございます。

同18節負担金、補助及び交付金、執行率99.9%でございますが、これは、高齢化等により継続不能となったことで対象面積が一部減少したことにより不用額が生じたものでございます。

200から203ページをお願いします。

この事項別明細書と併せて、別紙の明細表の歳出を御覧ください。

6款1項6目農業施設管理運営費、執行率78.7%でございますが、本課所管分は明細表、緑色の欄、中山農畜産物処理加工施設に関するもので執行率94.4%でございます。

本課所管分の主な支出につきましては、同18節負担金及び補助金、執行率34.9%でございますが、ここでは中山そば生産組合活動事業補助金として13万798円を支出しておりますが、これは予定していたそばの生産面積が大きく減少したことにより不用額が生じたものです。

6款1項7目畜産業費、執行率97.8%でございますが、ここでは18節負担金、補助及び交付金において、県や中予地区の畜産振興組織への会費のほか、畜産配合飼料の価格高騰対策として、予約・購入した配合飼料に対しトン当たり1,500円を支援する県の畜産配合飼料価格高騰対策支援事業費補助金、822万510円を支出しております。

204、205ページをお願いします。

6款1項11目農山漁村振興費、執行率100%でございますが、ここでは、18節負担金、補助及び交付金において、都市と農山漁村の交流を目指したグリーンツーリズム対策事業に関する活動費、並びに県協議会の会費について支出しております。

歳出は以上です。

続きまして歳入です。

74、75ページ、併せて、別紙の「明細表」歳入を御覧ください。

14款1項4目、1節農業施設管理運営費使用料43万4,763円の内、本課所管分1万2,251円でございますが、これは、なかやまそば乾燥調製施設等の使用料と、“等”に包括されておりますが、佐礼谷加工場敷地内の携帯電話基地局占用料1,500円でございます。

78、79ページをお願いします。

14款2項4目、2節農業振興手数料でございますが、これはメジロを飼養する場合に必要な、毎年更新となる許可証に係る手数料ですが、交付の申請がなかったものでございます。

94、95ページをお願いします。

16款2項4目、1節農業振興費県補助金でございますが、これは農業振興対策として実施しております計10事業に対する県補助金で、別紙の補助金一覧表を御参照ください。なお、“等”に包括されております主な事業としましては、有害鳥獣駆除事業387万9,000円、経営所得安定対策事業208万円、担い手総合支援事業193万6,000円、環境保全型農業直接支援事業152万3,700円などでございます。

同2節中山間地域等直接支払事業費県補助金でございますが、これは同直接支払事業費交付金5,574万2,226円、並びに推進に要する事務的経費補助18万円でございます。

96、97ページをお願いします。

同10節畜産業費県補助金822万510円でございますが、これは、県が国の交付金を活

用した事業である畜産配合飼料の価格高騰による影響緩和のための県補助金でございます。

108、109ページをお願いします。別紙の明細表「歳入」を御覧ください。

21款5項1目、5節農林水産業費雑入でございますが、このうち本課所管分は、“等”に包括されておりますが、農地中間管理事業等委託金4万5,000円でございます。

農業振興課につきましては以上です。

○川口和代委員長：以上で説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

正岡満委員

○正岡 満委員：201ページ、成果調書では37、38ページ上段です。

鳥獣被害防止対策事業の補助金についてお伺いします。

それともう一点は、後で言います、すみません。

まず1点目、すみません。鳥獣被害防止対策事業の分の補助金、令和6年度の金額、総額を計算しましたら3,586万7,000円云々とあるんですけども、実際は4,953万円云々というふうになっているんですが、等というふうになっているので、その等の意味が、何かその部分があるんじゃないかなというふうに思うんです。それで5年度も調べてみたんですけど、5年度の方も合計したら2,300万円云々だったんですけども、補助金の総額としては5,800万円余りあったので、それも同じく等、何かその等の意味が分からないので、それを教えてもらいたいのと、もう一点は、5年度にあった経営体育成支援事業とか農業資材等の価格高騰対策支援事業、これは恐らく特別交付金で5年度は出たんで、その部分があったんじゃないかと思うんですけど、それに代わるような事業が6年度にあったのか、その2点教えていただきたいと思います。

○川口和代委員長：池内農業振興課長。

○池内伸至農業振興課長：まず、決算書にあります鳥獣被害防止対策推進事業補助金等でございますけれども、6款1項3目におきましては、御説明しましたように、複数の補助事業が入っております。この決算書につきましては、主たるもの3事業の名称を入れておりますけれども、その3番目の事業に関しましては、等という残りを包括した言葉を入れてございます。

なお、鳥獣害対策関係につきましては、この18節で5つの補助事業を実施してございまして、合計しますと、決算額につきましては3,589万7,079円でございます。

続きまして、令和5年度の決算対比の中でございまして、これにつきましては、委員おっしゃられるとおり、1つは国の交付金、コロナ関係の交付金を活用した事業というのが5年度決算には載っておりますけれども、6年度につきましては、ちょっとその同一名称の事業がないということで、経営体育成支援事業につきましては、同一の事業というのは今年度はございませんが、代わりに担い手育成総合支援事業であったり、違う名称の事業で、同様ではないんですけども、農業者の支援に努めておるところでございます。

○川口和代委員長：正岡満委員

○正岡 満委員：そうしましたら、すみません、鳥獣害の分について、5つの事業の合計が4,900万円という解釈でよろしいんですか。その5つの分で、成果調書には載っていないので、4つしか載ってなかったもので。

○川口和代委員長：池内農業振興課長

○池内伸至農業振興課長：すみません、5つの事業の合計は、3,589万7,079円でございます。

合計10事業、この6款1項3目18節の中では実施をしております、決算書の中では、上位3事業の名称しか載っておりませんので、等に包括されておりますのが残りの7事業でございます。10事業の中でも事業名称としては、鳥獣害の関するものは5つの事業でございます、残りの事業がございますので、全体としては、10事業全体を含めたものが、決算額が1億2,916万6,429円で、上位2事業を除いたもの、残りの8事業が4,900万円の金額になってまいります。鳥獣害関係は、4,900万円のうち3,500万円程度でございます。

○正岡 満委員：分かりました。すみません、どうもありがとうございました。

○川口和代委員長：ほかございませんか。

森川建司委員

○森川建司委員：4点お願いします。

1点目、199ページ、6款1項2目18節負担金、補助及び交付金のところで、3つの項目が上がってます。先ほど伊予地区農業改良普及事業推進協議会負担金については説明がございました。残りのオドル野菜プロジェクト負担金とまつやま圏域未来共創ビジョン負担金、これの支出をした結果の効果について教えてください。

次、行きます。

205ページ、6款2項11目18節負担金、補助及び交付金、先ほどグリーン・ツーリズム推進協議会補助金について説明がございましたけれども、もう少し具体的にどういう効果があるのか、教えてください。

3点目、成果調書36ページ、上から2段目、利子補給事業ですけれども、この成果の概要を見ますと、農業経営基盤強化資金の融資を円滑にするために、利子補給により農業経営の改善に必要な施設等の取得整備の拡充を図られたということで、すごく成果があったように言ってますけれども、実態が2件2,745円なんです。本当にこれが、いわゆる必要な施設の取得整備の拡充につながっているのかどうか、具体的に教えてください。

最後、4点目、同じく36ページ、一番下の段、未来型果樹産地強化支援事業、これは毎年4、5千万円投じているわけでありまして。それで成果を見ると、もうかる事業ともうかる果樹農業の確立となっておるんですが、例えば生産が上がったとか、利潤が上がって税金が増えたとか、そういう具体的なもうかる農業につながっているのか、その辺のところを具体的に教えてください。

以上、4点です。

○川口和代委員長：池内農業振興課長

○池内伸至農業振興課長：まず、事項別明細書199ページの6款1項2目18節の内訳の、オドル野菜プロジェクトの負担金等についてでございます。

まず、オドル野菜プロジェクトの負担金につきましては、愛媛県の外郭団体であります農林漁業振興機構のほうで実施をいたします愛フードプロジェクトの中で、LDHのタレントさんをお呼びして、地域の野菜振興を図るという全国規模の事業展開をしております、本市につきましても、その内訳の負担金として250万円を求められたものを支出しておるものでございます。

なお、このイベントにつきましては、令和7年度に入りましてから実施を南伊予駅の公園広

場のほうと周辺ほ場で行いました。

次に、まつやま圏域未来共創ビジョンの負担金でございませうけれども、これはまつやま圏域の中で一体的に行われております各事業につきまして、新規の商品開発を行ったり、一体的なイベントでの販売を行ったりするようなもので、様々な商品開発を行ってまいりまして、去年は事業者さんをお願いして、松山・伊予・松前・砥部・久万高原町と東温市の6市町でピクルスの試作品を開発し、レシピを事業者のほうに提供することができました。以前にも各市町の特産品を用いたグラノーラの開発であったり、あるいはお酒・ジンの開発であったりしたものをしておりますけれども、一応こちらのほうの負担金を出しておるものでございませう。

次に、グリーン・ツーリズムの関係でございませうけれども、グリーン・ツーリズム推進協議会に対して、まず18節で補助を出しておりますが、現在が会員数が26名で団体数が13団体に対して30万円の補助を出しております。これは、グリーン・ツーリズム推進協議会、本市の各実需者を取りまとめたものへの負担でございまして、令和6年度末の時点で体験人数が1万9,432名、前年比としましては88.4%でございませうけれども、これが一部双海地区のパラグライダーの実需者等々というのがこの協議会から外れたことによって、前年比の参加人数がちょっと減っておるものでございませうが、今後引き続き新たな実需者にお声かけをするなどして、この活性化を図ってまいりたいと思っております。

次に、ちょっと1つ飛ばすんですけれども、未来型果樹の執行につきましてですけれども、未来型果樹につきましては、1つが機械施設の整備に伴う支援、もう一つがその機械施設の整備に伴いますものが、いわゆる愛媛県の優良品種の系統に切り替えられた施設であったり、栽培機械の支援をしておるものでございませう。

成果としましては、御存じのように、果樹につきましては、施設整備をしてもそれが収益につながってくるまでに、苗木ですと大体5年ぐらい時間がかかるということで、すぐさまの効果のあるものではございませうけれども、おおむね5年をめぐりに販売量、出荷量というのが増加してくる見込みでありますので、そういった形で果樹振興に努めておるところでございませう。

○川口和代委員長：坪田農業振興課課長補佐

○坪田考宣農業振興課課長補佐：農業近代化利子補給事業等の利子補給についての質問にお答えさせていただきます。

こちらのほうなんですけれども、農地の取得や農業機械の購入などをいたしました事業者につきまして、長期の運転資金で借入れをすると思うんですけれども、金融機関のほうに借入れをするというようなところなんですけれども、それに対する利子補給というものでございまして、こちらのほうは利子補給率というのが決まっております。それが2つ、農業近代化利子補給事業につきましては年1%以内、農業経営基盤強化資金利子補給事業については、財投の金利及び貸付利率に基づきまして年0.5%以内というようなところになっておりまして、それに対する補助となっております。金額的には、おっしゃるように僅かではあるんですけれども、利子補給ということを継続的に長期で借りておりますのでやっていくというようなところから、事業者さん、農業経営者の皆様にとっては、幾分か効果的な支援につながっているというようなところになっていると思います。

○川口和代委員長：森川建司委員

○森川建司委員：何点か、全部で5点になりますけども、再質問させていただきます。

1点目は、オドル野菜プロジェクトの件ですけど、今回成果概要が出てないので、7年度に使ったから7年度の成果のほうに出るのかどうか分かりませんが、7年度には、既にもうないですよ、予算が。上がらないので、こういう場合は、ぜひともこの成果について載せてほしいなということでお答えください。

2点目は、商品開発をやったと、ピクルスだとかグラノーラとかジンだとかという話がございました。あまり私、ぴんとこないんですけども、この商品開発でこれはヒットしたというのがもしあれば教えてください。

3点目、グリーン・ツーリズムの件ですけども、パラグライダーが離脱したというんですけど、離脱した理由がもし分かれば、支障がなければ教えてください。

4点目、利子補給の件ですけど、長期運転資金ということで、これを見る限り、じゃあ、今伊予市全体では、長期資金は2件しか借りてないのかなという捉え方でいいのかどうか、いやいや違うよというのがちょっと分からなかったので、お願いします。

最後、未来型の話は、もちろん課長さん言われたように、5年ぐらいかかる。でも、これも5年ぐらい前からやっとするので、じゃあ5年前に支援した分はこれぐらいのというフォローをぜひやっていただきたいし、もし分かるのであれば御紹介ください。

○川口和代委員長：池内農業振興課長

○池内伸至農業振興課長：森川委員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、オドル野菜につきましては、委員言われるとおり、予算としては6年度決算、事業としては7年度実施ということで、予算の執行に係る成果調書等には、ちょっと出てこないところはございますけれども、事業の実績としまして、7年度決算時等に、またお答えができるような形で整えさせていただければと思います。

まつやま圏域の商品開発につきましては、様々な商品を開発して、各事業者に対してこの取扱いをお願いしておるところでございますけれども、ジンについては、道後の実需者のほうが店頭に並べていただいたということで、実際の商品開発をしたものが、実際流通をされておるといふ実績があると聞いております。

グリーン・ツーリズムのパラグライダー離脱に関しては、ちょうどコロナの時期にかなりパラグライダーのお客さんが減ったというふう聞いておまして、もともといろいろな連携を持ちかけておったんですけども、ほかの実需者と連携した取組というのをパラグライダーは行っておりませんでした。様々な報告物であったり調査物は今後もお願いしていくようにはなるんですけども、特に協議会と連携した取組は、ちょっとできかねるというようなことが実需者のほうから申入れがありましたので、今後も再加入については、御案内をしていくつもりでございますけれども、当面としては、実需者本人の意思としまして脱会という形になっておるところでございます。

最後に、未来型果樹でございますけれども、言われるように、同一事業が3年周期2期で行われておまして、5年前のものというのは、ちょっとあるというところがございますが、本事業のみの収穫量であったり販売量っていうのは、正直申し上げまして把握をしてございませんが、全体として、例えば愛媛果試28号、いわゆる紅まどんなというものであったり、あるいは今度新品種であります愛媛果試48号であったりするものの生産量、出荷量というのは、28号については、光センサー選果機を通した後に紅まどんなの生産量というのに反映

されてきておったり、48号については、今年度一定量の販売量、出荷量というのが見込まれておったりしておるところでございます。この事業のみの部分というのは出していないんですけども、全体的なものとして、まずは産地の維持が図られており、その中でも優良形態品種の拡大に努めておるところでございますので、御理解をいただければと思います。

○川口和代委員長：坪田農業振興課課長補佐

○坪田考宣農業振興課課長補佐：利子補給の件数の件についてお答えいたします。

農業近代化利子補給事業につきましては、法人である養鶏業者さんが1件ともう一つの農業経営基盤強化資金利子補給事業については、団体が1件の合計2件、併せて利子補給事業を利用している対象者の方3件というようなこととなっております。

○森川建司委員：いいです。

○川口和代委員長：北橋豊作委員

○北橋豊作委員：1点だけお伺いしたいと思います。

201ページですけども、4目水田農業対策費の中で、18節負担金、補助及び交付金ですけども、先ほどのひめの凜生産・集荷強化支援事業費補助金です。これは議会でも承認しておる案件であります。成果調書38ページに内容が出ておるわけです。愛媛県としては、また、えひめ中央としては、あきたこまち、にじのきらめき、ヒノヒカリをひめの凜ということで、本格的に来年度から導入ということですけども、ひめの凜、愛媛県のオリジナル品種、特に耐暑性のある品種ですけども、一番に県が重視しとんのは、これ3等級あって、1番がプレミアムクオリティ、ハイクオリティ、それからスタンダードクオリティということで3段階に分かれておるんですけども、今回の更新、事業費は4,500万円、伊予市の負担金が441万7,000円負担しておるんですけども、色彩選別機は成果調書の中で分かるんですけども、もみすりプラント、これによってこの3つが分けられるのか、これが一番重要なところなんですけども、その点についてちょっとお伺いしたいと思います。

○川口和代委員長：池内農業振興課長

○池内伸至農業振興課長：今回の更新につきましては、まず1点が、老朽化による機能更新というところがございますけれども、特に県推奨品種でありますひめの凜を大々的にこの地域でも生産活動に力を入れていくという流れの中で、JAえひめ中央のほうが更新に踏み切ったという理解をしております。

もみすりの機能更新をすることで、品質的な選別というのがより高度に行われるということと、色彩選別機のほうとの両方の更新を行うことで、いわゆるひめの凜で言うと3等級の選別というのがよりシビアになってくるということをお聞きしております。

ちょっと今ちょうどお米がふるい目の更新であったり、その辺が取り沙汰をされておりますので、実際にこの後にそれを入れたことによって、いわゆる等級比率というのがよりシビアに行われるのか、それとも逆にある程度緩和をされるのかというのが、実際機械が入った今年産の乾燥調整選別から行われるということで、特に今年はお米のできがよかったように聞いておりますので、前年対比をしたときには、それが一定以上のものになっておるのかどうかというのは、ちょっと測定できないところはあるんですけども、機械の更新によって当面としてJAえひめ中央が目指すのは、よりシビアな選別というふう聞いております。

○北橋豊作委員：よろしいです。

○川口和代委員長：ほかございませんか。

日野猛仁委員

○日野猛仁委員：私も1点だけ、成果調書の37ページ、38ページの上段にあります鳥獣害のことでお聞きしたいと思います。

様々な対策をされていて、捕獲数も2,448頭というような形で成果を上げられているのかなと思うんですが、農業に従事されている方の実際そういった被害額の金額なんかの推移です。当然こういった対策をしているからこそ、そういった被害が少なくなったんだよというふうに思えるし、そうなってほしいなというふうに思うんですが、昨今東北のほうは熊とかも出てきたりとかして、非常に生態系も変わってきているのかなと思うんですが、そのあたりの被害額というのを教えていただきたいと思います。

○川口和代委員長：池内農業振興課長

○池内伸至農業振興課長：まず、有害鳥獣の被害というのが、いわゆる販売額によるものと面積によるものを出しておるところでございまして、まず捕獲頭数については、毎年たくさん捕れるときとそうでないときの表と裏年を繰り返しながら、被害軽減を図っておるところでございまして、令和6年度は表年に当たりまして、例えばイノシシで言いますと幼獣・成獣合わせて1,916頭の捕獲がされております。これは、令和5年度の1,146頭から比べるとかなり捕獲頭数は増大しておるんですけれども、実際に調査をしました被害額というものに関しては、昨年が合計いたしまして1,967万7,000円の被害額、令和5年度が740万5,000円ということで、これもかなり額というのが上がっておるところでございまして、これも当然頭数が増えれば、被害の額が上がってくるということで、同様の比率ではないんですけれども、被害の額っていうのが、毎年これも捕獲頭数、いわゆる生息頭数の増減に伴って被害額が上がったり下がったりしておるものでございまして、これは捕るだけではないけませんので、施設整備の事業等々で農業者の方にも自己防衛をお願いしておるところでございまして。

○川口和代委員長：日野猛仁委員

○日野猛仁委員：被害の額であつたりとか捕獲数も表年と裏年があるという形を知りまして、ありがとうございます。

何といっても農業者が継続的に経営をしてもらうためにも、少しでも被害が少なくなるように、しっかりとした対策であつたりとか補助を充実していただきたいと思います。

○川口和代委員長：ほかありませんか。

すみません、私のほうから1点。

成果調書の38ページの大きく上から3段目のところですが、有害鳥獣捕獲従事者の資格維持支援事業というのが、高額ではないんですけどありますが、今本当に熊問題とかがあるんで、こちらでもイノシシ問題とか結構あると思うんですが、これが高齢化してて、若い方がその資格を取ろうとしている人がいらっしゃるのか、去年いたのかっていうのと、この対象者人数98人というのが、もう年々減ってきているのだと思うのですが、農業振興課としてはその辺のお考えはどういうお考えかというのをお尋ねします。

池内農業振興課長

○池内伸至農業振興課長：こちらにつきましては、いわゆる資格維持ということをちょっと書いておるんですけれども、資格維持だけではなく、新規取得者に対する予備講習であつたり、そういったものの支援も行っております。

有害鳥獣対策につきましては、いわゆる攻めの対策であります捕獲事業、守りの対策でありますいわゆる防止施設の整備事業、捕獲隊の育成という3本柱になっておりまして、本事業におきましては、捕獲隊の機能維持に努める対策でございまして、これは有資格者の資格維持あるいは新規取得者に対する支援というのを並行して行っております。ちなみに言われるように、高齢化は著しい状況でございすけれども、今現在、今年3月31日の時点にはなりませんけれども、猟友会の平均年齢が67.2歳で、5年度の平均年齢も67.2歳ということで、新旧の方が入れ替わることで、何とか平均年齢の上昇は防げておるという状況になってございます。

○川口和代委員長：ありがとうございました。

それでは質疑もないようですので、続きまして、農業委員会の所管について説明をお願いいたします。

○坪田考宣農業委員会事務局次長：農業委員会の説明をいたします。

196、197ページをお願いします。

6款1項1目農業委員会費、執行率95.1%でございすが、ここでは主に一般職員の人件費や農業委員会の運営に要する諸経費等について支出しております。

主な予算執行と不用額等につきまして、同1節報酬、執行率100%でございすが、ここでは農業委員19名分と農地利用最適化推進委員24名分の報酬を支出しております。

同7節報償費でございすが、講師を招聘することなく研修を開催することで、講師謝金が不用となったものでございす。

同8節旅費、執行率33.7%でございすが、会長が県農業会議の理事から外れたことにより、2回の東京出張のうち、秋の代表者集会の出席が不要となったこと、旅行パックの利用により予算よりも割安となったこと、県内出張を公用車で行ったこと、及び台風等の近接に伴い中止となった会議があったことにより、不用額が生じたものでございす。

同10節需用費、執行率91.5%、でございすが、これは事務経費である消耗品費等でございす。

同11節役務費、執行率68.2%でございすが、これは主に農業委員等が現地確認に用いるタブレット端末5台分の通信費と郵送料でございす。

同12節委託料、執行率90.7%でございすが、これは農地法に基づく農地利用状況調査に必要な図面作成業務費や、農地利用意向調査に必要なデータの突合作業による調査書の作成業務及び農地地図情報の更新に係る業務の委託費等でございす。

同13節使用料及び賃借料、執行率87.8%でございすが、これは農家台帳・農業地図システムソフトウェア使用料とタブレット管理ツールの使用料及び農地利用状況調査に伴う事前説明会の会場等借上げ料等でございす。

同18節負担金、補助及び交付金、執行率100%でございすが、これは愛媛県農業会議の会費等でございす。

歳出については以上でございす。

歳入について御説明いたします。

78、79ページをお願いします。

14款2項4目、1節農業委員会手数料1万3,200円でございすが、これは耕作証明書等、農地関係証明書の交付に伴うもので、1件300円の44件分でございす。

90、91ページをお願いします。

16款1項3目、1節農業委員会費県交付金でございますが、これは、農業委員等の活動成果報酬等に対する農地利用最適化交付金448万8,000円と農業委員会業務に従事する市職員の配置等に要する経費等に対する農業委員会費交付金317万6,000円及び国有農地の管理業務に対する自作農財産事務取扱交付金2万6,000円でございます。

108、109ページをお願いします。

21款5項1目5節、農林水産業費雑入でございますが、このうち所管分は、農業者年金基金からの委託業務処理に要する経費に対する手数料である農業者年金等業務委託手数料53万5,700円と、“等”に包括されております県農業会議からの農業会議会員活動促進費助成金6万4,200円でございます。

○川口和代委員長：以上で説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

森川建司委員

○森川建司委員：1点だけお願いします。

197ページ、6款1項1目12節委託料、利用状況、意向調査及び当該農地調査支援業務委託料というところなんですけども、これは非常に大事な事業だと思うんですけども、これを実施している委託業者はどういうところに委託しているのかということと、農業振興課にとってその調査の精度といいますか、期待している成果が実際に調査できているのかどうか、この辺の見解をお願いします。

○川口和代委員長：池内農業振興課長

○池内伸至農業委員会事務局長：まず、委託業者でございますけれども、オーエムアイという大洲に本社のある会社のほうに委託をしております。

次に、調査結果の成果につきましてですけれども、特に遊休農地になる段階がございまして、いわゆる作らなくなる状態、次に、維持管理もできなくなる状態、最後に、いわゆるもう放棄地と化してしまう状態で、この3段階の色分けを調査によって行いまして、一つは、もう遊休化をしてしまうと、どうしようもない部分も出てくるんですけれども、いわゆる今であれば、どなたかに農地のあっせんをすることによって荒廃化が防げるというようなところについては、地域の農業委員さん、農地利用最適化推進委員さんと情報を連携いたしまして、重点的にあっせん業務を行っており、遊休化の防止につなげておるところでございます。

また、山間地域につきましては、非農地の判定につなげるなど、そういったところで最終的には、本人さん、地権者の方への意向調査までやっておりますので、その結果を踏まえて、特に優良農地についての荒廃化を防止することにつなげておるところで一定の成果は上がっていると認識しておるところでございます。

○森川建司委員：結構です。ありがとうございます。

○川口和代委員長：ほかございませんか。

正岡満委員。

○正岡 満委員：1点だけ、すみません。

同じく、今森川委員の委託料の下、使用料及び賃借料この分で、農地台帳地図システムソフト使用料、その分でタブレット端末使用というふうに御説明いただいたんですが、委員さん24名いらっしゃる方で皆さん全てにタブレットをお持ちなのか、それともそれ以外のタブレットの使用の仕方をしているのか、今後委員さんにタブレットをお渡しして、それをやる予

定なのか、そのあたりをちょっと御説明いただきたいと思います。

○川口和代委員長：池内農業振興課長

○池内伸至農業委員会事務局長：残念ながらタブレットにつきましては、全員に配付ができておる状況にはございません。本市事務局のほうに5台のタブレットを備えておりまして、またこれの5台を委員の皆様でタブレットの使用が可能な委員の方に貸出しをする、あるいは職員が現地調査の際にそのタブレットを持って行って現地確認をするということに活用をさせていただきます。できれば言われるように、全員さんのほうにタブレットというのを貸出しができる状況ですと望ましいんですけども、一つには、委員さん、非常に高齢の方が多いというところもあるのと、国の交付金を活用してタブレット購入しておりますので、43名の委員さん全部にタブレットということになると、非常に経費もかかってくるということで、今現在は貸出しの形態を取っております。

○正岡 満委員：ありがとうございました。

○川口和代委員長：ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川口和代委員長：質疑もないようですので、以上で農業振興課、農業委員会の審議を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時05分 休憩

午前10時07分 再開

○環境政策課(午前10時07分～午前10時28分)

説明員：三谷陽紀産業建設部長 久保貴比古環境政策課長 石崎恵美環境政策課課長補佐

傍聴議員：平塚優美 西岡勝志 吉田貴則

傍聴人：なし

欠席議員：なし

○川口和代委員長：再開いたします。

これより、環境政策課の所管に係る決算審査を行います。

認定第1号令和6年度伊予市一般会計歳入歳出決算の認定について、説明を求めます。

○石崎恵美環境政策課課長補佐：環境政策課所管について御説明申し上げます。

まず、決算書186、187ページ下段をご覧ください。成果調書は、29、30ページです。

歳出4款1項5目環境衛生費について、一般職員の人件費を除いた執行率は92.7%です。

続きまして、決算書188、189ページをご覧ください。成果調書は、29、30ページ中段をお願いします。

11節役務費の主な支出は、地域清掃に伴う廃棄物の収集・運搬・処理に係る費用です。

12節委託料のうち、公共施設高効率照明等改修工事設計業務について説明いたします。成果調書29、30ページ下段から一つ上を御覧ください。

本業務は、2050年の脱炭素社会の実現を見据えた取組の一つです。既存照明をLEDへ更新するなど、高効率照明への改修に向けた設計を行いました。

18節負担金・補助及び交付金のうち、住宅用新エネルギー設備導入補助事業680万円の内訳については、成果調書29、30ページ下段から、次の31、32ページ上段に記載のとおりです。

続いて、その下段を御覧ください。電気自動車購入に対する補助金実績を記載しており、令和6年度の実績は17台です。

次に、成果調書29、30ページ中段の少し上「狂犬病予防等事業」を御覧ください。

犬猫の不妊去勢手術費補助金等を支出しています。

また、決算書188、189ページ、24節積立金では、地域猫活動を支援するためのガバメントクラウドファンディングによる寄附金をふるさと応援基金へ積み立てています。

続きまして、決算書188、189ページ下段及び成果調書31、32ページ中段の少し上を御覧ください。

4款1項6目公害対策費です。執行率は40.6%です。

11節役務費では、市内河川、海域の水質調査や騒音測定機器の検定に係る費用を支出しました。

12節委託料は、騒音、振動、悪臭調査業務を予定していましたが、苦情や緊急調査要請がなかったため未実施となり、予算額25万3,000円は全額不用となりました。

次に、4款1項7目火葬場費です。成果調書は、31、32ページ中段を御覧ください。執行率は97.2%です。

本目は、伊予消防等事務組合「聖浄苑」に係る負担金で、建替え事業推進を含む運営経費を負担しています。

続きまして、決算書192、193ページ、成果調書33、34ページを御覧ください。

4款2項1目清掃総務費は、ごみ収集・処理に係る総務的経費で、執行率は93.7%です。

12節委託料は、家庭ごみの収集・運搬・処理等に係る業務委託費で、決算書備考欄に記載した4億628万6,166円の内訳は、成果調書33、34ページ上段に記載のとおりです。

17節備品購入費の主なものは、廃棄物回収業務用公用車の購入費です。

18節負担金・補助及び交付金について、成果調書33・34ページ中段を御覧ください。

生ごみ処理機等購入補助の内容・実績を記載しております。また、その下段には、資源ごみ回収活動登録団体が実施する紙類の資源ごみ回収に対する奨励金の交付実績を記載しています。

決算書194、195ページ上段、24節積立金は、廃棄物処理施設整備基金への積立金で、令和6年度は、基金に生じた利息相当額32万6,000円を積み立てました。

続きまして、4款2項2目ごみ処理施設費です。執行率は86.4%です。

18節負担金補助及び交付金では、伊予地区ごみ処理施設管理組合が運営する伊予地区清掃センターに対する負担金を支出しました。

不用額3,461万2,000円は、松山市への委託単価引下げと搬入量減少によるものです。

次に、4款2項3目し尿処理施設費です。執行率は96.3%です。

18節負担金補助及び交付金では、伊予市松前町共立衛生組合「塩美園」及び大洲・喜多

衛生事務組合清流園への負担金を支出しました。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入です。

決算書78、79ページ中段を御覧ください。

14款2項3目衛生手数料のうち、1節環境衛生手数料は、狂犬病予防注射済票交付手数料、犬の登録鑑札交付手数料等です。

3節清掃総務費手数料のうち主なものは、指定ごみ袋の販売によるごみ処理手数料収入です。

続きまして、90、91ページ中段をお願いします。

16款1項2目1節環境衛生費県負担金は、犬・猫の引取り業務に係る市町交付金です。

続きまして、94、95ページ上段をお願いします。

16款2項3目、2節環境衛生費県補助金のうち、環境政策課所管分としては、備考欄に記載された3つのうち、上2つに当たる新エネルギー関連設備導入促進及び電気自動車購入支援に係る県補助金を受けています。

続きまして、100、101ページ上段をお願いします。

17款1項2目、1節基金預金利子のうち、環境政策課所管分は廃棄物処理施設整備基金の利子収入で32万6,000円となっております。

続きまして、102・103ページ中段をお願いします。

18款1項4目、1節環境衛生費寄附金では、地域猫活動支援のためのクラウドファンディング寄附金や企業版ふるさと納税による寄附金を受け入れています。

続きまして、104、105ページ上段をお願いします。

19款2項3目、1節公共施設等総合管理基金繰入金のうち、環境政策課所管の歳出4款1項7目火葬場費の財源として500万円を繰り入れております。

続きまして、108、109ページの下から4段目をお願いします。

21款5項1目、4節衛生費雑入のうち、環境政策課所管分について御説明します。

主な歳入は、市が中間処理段階で売却したアルミ缶やスチール缶、古紙などの再資源物売却収益、合わせて約452万円のほか、その他の収入約27万円があり、合計で479万6,328円となっています。

続きまして、110、111ページ下段をお願いします。

22款1項4目衛生費のうち、1節環境衛生事業債は、再エネ設備更新等に活用した脱炭素化推進事業債です。

最後に、112、113ページ上段をお願いします。

2節火葬場整備事業債は、合併特例債であり、返済時に地方交付税措置を受ける有利な市債です。

以上で、説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○川口和代委員長：以上で説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

向井哲哉副委員長

○向井哲哉副委員長：歳入のほうになりますけども、去年クラウドファンディングで、103ページの地域猫活動支援事業費寄附金が84万円ぐらい残っておりますが、これは今後また何年かにわたってどのような使い方をしていくのかということ、これ何回もはできないと思う

んで、使い道について今後の考えをお教えてください。

○川口和代委員長：久保環境政策課長

○久保貴比古環境政策課長：この寄附金につきましては、昨年度から開始しまして、今年も行っております。来年度もできたら数年間続けていきたいと考えております。

財源は何に充てるかといいますと、主に猫の不妊・去勢手術の補助金に使いたいと。その財源が一般財源になっておりますので、その原資にしたいと。それ以外にも猫の関連の啓発であったり、いろんな啓発の費用、そういったもの、例えば猫のケージもあるんですけど、猫のケージを購入したり、そういう関連のものに使いたいと考えております。

○川口和代委員長：向井哲哉副委員長

○向井哲哉副委員長：その84万円というのが、一応来年度もこの寄附金でやっていくということなので、84万円というのはもう使い切る予定ですか、1年で。

○川口和代委員長：久保環境政策課長

○久保貴比古環境政策課長：まず、基金に積み立てまして、その中の一部を今年度財源として充てております。今年度の猫の活動事業の中を使いまして、全額ではございません。残りは次年度等に繰り越していくというようなイメージでございます。

○向井哲哉副委員長：分かりました。

○川口和代委員長：ほかございませんか。

森川建司委員

○森川建司委員：3点お願いします。

1点目は、6款1項5目12節委託料、公共施設高効率照明等改修工事設計業務委託料ということで、約900万円かけて計画をつくったわけです。私はその計画は見えてないんですけども、この計画が課長さん等にとって期待していた計画ができているのかどうか。もしそうじゃないのかということ、その計画に基づく事業推進に当たって何か懸念事項があれば教えてください。

2点目、6款2項5目18節補助金及び交付金、先ほど一部説明もあったんですけども、この補助金3つです。これが例えば電気自動車17台という話がございましたが、これの皆さんが見積もっていた以上の、いわゆる新エネルギーを推進していく上でこの推進が順調にしているのか、いやいやもっと本当は電気自動車だったら、20台、30台をもくろんでいたのか、その補助金の結果、効果についてもう少し具体的に教えてください。

先ほど向井さんの質問でありましたが、猫の関係です。猫の関係が、この補助金とその下の先ほどのクラウドファンディングの関係で、これを使えば、いわゆる猫を殺処分しないでいみたい方向に進んでいるのかどうか、そういうことも含めて補助金の効果をもう少し詳しく教えてください。

3点目、6款1項6目12節委託料ということで、先ほど調査すべき内容が中止になったということで全額不用額になってますけども、中止になった背景等が分かれば教えてください。

以上、3点です。

○川口和代委員長：久保環境政策課長

○久保貴比古環境政策課長：ただいまの御質問に私のほうからお答えいたします。

公共施設の高効率の事業につきましては、主要施設で、2027年度に蛍光灯が一部廃止されるということもございまして、どんどんLED化を進めていかないといけないだろうという

考えもあります。普通の蛍光灯に比べるとLEDに替えますと、かなり電気量の消費が減りますので、そういう意味でCO<sub>2</sub>削減とかにも寄与しますし、この機にやりたいと考えていたら、ちょうど令和7年度まで有利な起債、50%ほどの交付税の措置がある起債がございますので、それを利用して計画をしました。それで、この900万円もそれを財源に使って設計をいたしまして、残りの施設を今年度、次年度にしていきたいと考えておりますので、これらはそういったこと、LED照明に替えていかないといけないという社会背景とCO<sub>2</sub>削減と省エネ効果が高いということで、その3点に基づいてやっているの、今後進めていかないといけないんですけど、効果的にはあると考えております。

2番目につきましては、補助金なんですけど、EVとかのほかのいわゆるZEHであったり蓄電池、それらのいろいろ補助金、脱炭素系の補助金は設けているんですけど、EVにつきましては、思惑どおりの台数が入ったんじゃないかなど。ただ来年度以降は、EVの個人のは減らしていったら、ほかの政策、省エネ家電であったり、そういったもののほうが効果が高い。EVもいいんですけど、一定もう数も減ってきましたし、それらを考えますと、省エネ家電のほうが何年も省エネが続くんで、そういう補助金に切り替えていくっていう柔軟に対応したいと思っておりますので、一定数効果はあったと思うんですけど、それらも含めまして今後は柔軟にほかの政策に替えていきたいと考えております。

3番目につきましては、検査やいろんな苦情があった場合に予算を取っていただきましたので、使わなかったということがございます。

すみません、猫のことが抜けておりました。

猫につきましては、基本的に殺処分ということは行っておりません。犬は狂犬病予防法がございまして、それに基づいて捕まえないといけないんですけど、猫の場合は、我々が基本的には捕まえられるということでございます。そのために市民の方々からかなりの苦情が寄せられてます。不妊・去勢の補助金等で何とか地域ぐるみで不妊・去勢をさせていただいて猫が増えるのを何とか食い止めたいということがございまして、この補助金等を充実させようと考えていますので、一定数効果はございますが、来年度以降ももう少し制度を改めて柔軟に対応したいと考えております。

○森川建司委員:いいです。

○川口和代委員長:ほかございませんか。

北橋豊作委員

○北橋豊作委員:195ページなんですけど、素朴な質問ですけれども、3日し尿処理施設費の中の18節負担金、補助及び交付金で、塩美園と清流園にそれぞれ支出しておるんですけども、不用額が407万1,000円出てるんですけど、塩美園も清流園の分担金と負担金、どう違うのか、ほとんど似たようなもんだと思うんですけども、これは事業計画で、もう既に負担金、分担金というのはこうですと、令和6年度の分について決まっとなじじゃないかと思うんですけど、なぜこれ不用額がこんだけ出たのか、ちょっと教えてください。

○川口和代委員長:久保環境政策課長

○久保貴比古環境政策課長:すみません、これ名前は違ってますが、趣旨は一緒で、組合に対しての負担金となります。不用額につきましては、当然当初予算から含めまして計画を立てて使ったり、歳入超過も含めて組合全体の支出・歳入を決めまして、それに対する支出部分で構成市町から負担金を取るような形になってまして、それを我々が払うような形にな

るんですが、それが予算よりも減ったということで、見立てよりもいろんな様々な要因があって歳入が大きかったり、支出が少なくて、予算よりも少なくなったんで、当然不用額が出ましたということになります。

○川口和代委員長：北橋豊作委員

○北橋豊作委員：ということは、それぞれ塩美園と清流園がそのようなことになったから、不用額が出たということでもいいんですか。

○川口和代委員長：久保環境政策課長

○久保貴比古環境政策課長：すみません、理由としましては、不用額は薬剤と修繕料で、主に塩美園の金額というのが大きかったんですけど、それらの部分でお金が思ったよりもかからなかったということでございます。

○川口和代委員長：ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川口和代委員長：質疑もないようですので、以上で環境政策課の審議を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時28分 休憩

午前10時37分 再開

### ○商工観光課(午前10時37分～午前11時19分)

説明員：三谷陽紀産業建設部長 河内勇人商工観光課長 松本憲文商工観光課課長補佐  
迎田綱蔵商工観光課企業誘致推進室分室長 太森真喜恵中山地域事務所長 二宮誠二中山地域事務所次長

傍聴議員：平塚優美 西岡勝志 吉田貴則

傍聴人：なし

欠席議員：なし

○川口和代委員長：再開いたします。

これより、商工観光課の所管に係る決算審査を行います。

認定第1号令和6年度伊予市一般会計歳入歳出決算の認定について、説明を求めます。

○松本憲文商工観光課課長補佐：商工観光課の決算について御説明申し上げます。

歳出について、決算書196、197ページ上段をお願いします。併せて成果調書33、34ページ下段をお願いします。

5款1項1目 労働諸費で、執行率100.0%でございます。

ここでは、融資制度「勤労者教育資金」の効果的な運用を目的として、四国労働金庫に資金を預託しています。

次に、決算書212、213ページ中段ないし、214、215ページ上段をお願いします。成果調書43、44ページ上段及び、提出資料の上段より併せて御覧ください。

7款1項1目商工総務費で、本課所管分は、執行率91.6%でございます。

ここでは、会計年度任用職員の人件費、消費者相談事業に係る経費及び商工関係団体への会費や負担金を支出しております。

18節負担金及び補助金につきましては、松山圏域中小企業販路開拓市事業の実績に伴う負担金の減額により不用額が生じたものです。

次に、決算書214、215ページ中段をお願いします。成果調書は43、44ページ中段から、45、46ページ上段をお願いします。

7款1項2目商工振興費につきまして、執行率91.3%でございます。

ここでは、商工振興事業に係る経費として、支出を行っております。

主な内容として、12節委託料は、前年度の繰越額を含めた執行率89.6%で、原油物価高騰対策に関する事業として、プレミアム付き商品券発行業務委託料、キャッシュレス決済プレミアム還元事業を実施し、地域消費の下支えを目的として実施したもので、利用実績を精査した結果、当初見込みよりも必要経費が抑えられ、不用額が生じたものでございます。

18節補助金、執行率87.2%で、中小企業資金融資の支援、商工振興事業への補助、新型コロナウイルス感染症対策利子補給事業、及び商工振興事業経費の支出しております。このうち、新型コロナウイルス感染症対策利子補給事業につきましては、対象事業者の一部が借り換え等により支給対象外となったことから、実績を精査した結果、当初見込みよりも必要経費が抑えられ、不用額が生じたものでございます。

決算書214、215ページ下段から216、217ページ上段をお願いします。成果調書は45、46ページ中段をお願いします。

7款1項3目商工開発費で、執行率98.3%でございます。

ここでは、企業誘致の促進に係る支援の経費として、支出しております。

主な内容につきまして、18節補助金、執行率99.9%で新規の企業立地に係る奨励金として、令和3年度から2つの事業者に5年間継続して支出をしており、本年が4年目の支出となります。

決算書216、217ページ上段をお願いします。成果調書45、46ページ中段をお願いします。

7款1項4目観光費、執行率94.7%で、主に観光振興に関する施策の推進をはじめ、地域おこし協力隊の活動経費や、観光関係団体への会費・補助金、また南伊予地域活性化事業に係る経費などの支出をしております。

主な内容につきまして、1節報酬、3節期末勤勉手当の人件費に係る執行率は、合わせて64.2%です。

これは地域おこし協力隊は6月、地域プロジェクトマネージャーは7月に採用されたため、約3か月分の不用額が生じたものです。

12節委託料、執行率99.6%で、観光物産協会への事業の年間委託や物産展のほか、事業者との連携事業に係る委託経費などを支出しております。

14節工事請負費、翌年度繰越額を含めた、執行率96.7%で、JR南伊予駅前ふれあい広場整備工事は、南伊予地域の憩いの場の提供と観光振興に繋げるため、事業を行いました。また、新たな事業のJR下灘駅周辺オーバートーリズム対策工事は、観光客の集中によるマナー啓発として、周辺道路交通環境の改善のため駐車禁止の看板設置や臨時駐車場周辺のライブカメラ設置などを行いました。不用額につきましては、工事に係る入札減少金

でございます。

17節備品購入費、執行率27.1%で、AEDの購入に係る入札減少金でございます。

18節補助金、執行率94.9%で、トライアスロンやほたる祭りなどの観光イベントのほか、観光団体への会費や補助金などを支出しております。

決算書216、217ページ下段から、218、219ページ下段をお願いします。成果調書47、48ページ上段から49、50ページをお願いします。

7款1項5目商工観光施設管理運営費、執行率95.2%で、7つの商工観光施設に係る管理運営費を支出しております。彩浜館、さざなみ館、秦皇山休養施設、花の森ホテル、なかやまクラフトの里、ふたみシーサイド公園、栗の里公園の7施設でございます。

主な内容につきまして、10節需用費、執行率77.2%で、さざなみ館では修繕工事に伴う入札減によるものですが、他の3施設では、修繕の必要が少なかったため、支出が抑えられ、不用額が発生したものでございます。

12節委託料、執行率97.5%で、商工観光施設の指定管理や、施設の維持管理に必要な業務委託などを実施したものでございます。また、不用額109万2,395円につきましては、主に業務委託に係る入札減少金でございます。

14節工事請負費、翌年度繰越額を含めた、執行率99.7%で、花の森ホテル外壁改修工事、クラフトの里そば打ち体験道場改修工事など、各施設において改修などに係る工事費を支出しております。

17節備品購入費、執行率43.0%で、さざなみ館のAEDや各施設の備品購入に係る入札減少金でございます。

決算書218、219ページ下段から、220、221ページ上段をお願いします。併せて成果調書49、50ページ中段をお願いします。

7款1項6目まちづくり推進費、執行率87.7%で、町家の施設管理のほか、中心市街地の活性化に係る経費などを支出しております。

主な内容につきまして、10節需用費、執行率57.6%で、町家の施設修繕に係る入札減少金でございます。

12節委託料、執行率100.0%で、町家の指定管理に係る支出をしております。

14節工事請負費、執行率66.4%で、町家の施設の設備工事に係る入札減少金でございます。

17節備品購入費、執行率59.1%で、町家の備品購入に係る入札減少金でございます。

18節補助金、執行率100.0%で、商工会議所、商業協同組合にそれぞれ補助金を支出しております。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

決算書74、75ページ中段をお願いします。

14款1項5目、2節商工費使用料、これは、生涯研修センターさざなみ館、秦皇山公園施設等の施設使用料及び、各施設に設置の自動販売機などの行政財産目的外使用に関する使用料でございます。

次に、決算書82、83ページ中段をお願いします。

15款2項1目総務費国庫補助金のうち、本課所管分について説明いたします。

2節デジタル化推進費国庫補助金のうち、本課の所管分は、観光物産協会ソレイヨに委託している観光物産振興業務に係る経費について、2600万円が国から補助を受けたものです。

同じく4節物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金のうち、本課所管分は、プレミアム付商品券発行業務及び、キャッシュレス決済プレミアム還元事業の実施に係る委託経費について、6814万2千円が国から補助を受けたものです。

次に決算書86、87ページ下段ないし、88、89ページ上段をお願いします。

15款2項6目商工費国庫補助金、これは、下灘駅のオーバーツーリズム対策工事に要した経費の一部について、国から補助を受けたものです。

次に、100、101ページ上段をお願いします。

17款1項1目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入のうち、本課所管分は、自動販売機やEV充電設備の設置に伴う土地賃貸料及び旧施設の土地建物貸付料であり、86万200円が含まれています。

17款1項2目利子及び配当金、1節基金預金利子のうち、本課所管分は、まちづくり基金利子として9,000円が含まれています。

106、107ページ下段をお願いします。

21款3項2目勤労者貸付資金元利収入、1節労働金庫預託金元利収入、これは、四国労働金庫からの勤労者教育資金預託金の元金収入でございます。

21款3項3目中小企業融資資金元利収入、1節中小企業融資預託金元利収入、これは、市内金融機関からの預託金の元金収入でございます。

108、109ページ下段をお願いします。

21款5項1目雑入、6節商工費雑入です。これは、自動販売機の設置料や施設の販売収入、協力隊員住宅の退去に伴う保証金返還などによる収入でございます。

110、111ページ下段をお願いします。

21款5項1目雑入、10節雑入のうち、本課所管分は、トライアスロン大会の補助金に対し、その事業が県の市町振興協会に、市町の振興や活性化を目的としたものとして申請が認められたため、助成金を受けたもので、127万円が含まれています。

112、113ページ中段をお願いします。

22款1項6目商工債、1節観光事業債につきましては、南伊予地域活性化施設整備事業の工事に係る経費について、地方債(過疎債)を借り入れたものです。

次に、2節、商工観光施設整備事業債につきましては、花の森ホテル外壁改修工事の前払金に係る経費について、地方債(過疎債)を借り入れたものです。

以上で歳入の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○川口和代委員長：以上で説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

森川建司委員

○森川建司委員：5点お願いします。成果調書のほうで。

まず、44ページ、商工観光費、7款1項1目消費者相談事業なんですけども、昨年度よりも36万5,000円の予算を増額していながら、出前講座は13回が10回、それから消費者相談件数が124回から108件に減っています。それで、その辺のとこの理由について教えていただきたいのと、その事業効果の概要で、高齢者の被害が顕著であると、真ん中辺です。要

はそういうトラブルがあると。特に高齢者の被害が顕著であるということなんですけども、そんなに伊予市、被害を受けているのかなという、私も防災等やっていますので、具体的にどれぐらいあるのかということについてお願いします。

2点目、中段付近、7款1項2目商工振興事業です。それぞれ補助金交付先、伊予商工会議所、伊予市商業協同組合、双海・中山商工会、この辺の交付金は、ほぼほぼ前年同額なんですよ、数千円程度は変わっているけども。それでいいのかなという気がしまして、その補助金が適正に使われているかどうか、これをどのようにチェックをされているかについて2点目です。

3点目、成果調書46ページ、トライアスロンのとこなんですけど、私も産業建設委員長をやったときからもう4、5年トライアスロンに関わっておるんですけども、これで6年度は52万7,000円も減額されているんです、15%。もうこれで大変苦労した覚えがあるんですけども、やっぱり大きなこういう実行委員会、予算を削ればいいのじゃないかなと、削るだけでいいのかなというちょっと疑問がありまして、その成果のところの分析なんですけども、3行目から4行目について、このトライアスロンの効果、観光振興や地域交流、参加者及び市民の健康促進に寄与できたという分析なんですけども、果たしてそうかなという気がしまして、私いろいろ関わっている関係で、もちろん知名度向上とか、アスリートから元気だと感動をもらうとか、中高生、大学生のボランティア、こういうところの育成とか、それからトライアスロンの自転車コースなんか、あの長い道路の小石を全部掃き清め、きれいにするとかいろいろやってはおるんです。だから、その辺のところも評価すべきじゃないかなと思うんですけど、その辺の見解をお願いします。

4点目、成果調書48ページ、秦皇山の件なんですけども、私も行政評価委員会に出て、いろいろと御指摘があったことは、多分担当者の方は知っておられると思うんですけども、利用者が極端に減ってきているんです。これに対して、いやいやもうコロナが明けたから野外は人気なくなったというこれが概要分析になってますけれども、その辺のところ、行政評価委員会のことも含めてこの辺の成果の概要について見解をお伺いします。

5点目ですけども、同じく48ページ最下段、花の森ホテルの整備のことなんですけど、これは誘導灯を取り替えたんですけども、実は5年度には誘導灯の整備をしとるんです。そして6年度は全部照明灯を取り替えていると、この辺どういう経緯があったのか、教えていただきたい。

あと最後、6点目、すみません。タブレットでいただいた補足資料の中で、一番最下段項目に、商工関係団体負担金というのがあるんですけども、これ執行率が60%で、商工観光課の中では、執行率が低いと思うので、その原因が分かれば。

○川口和代委員長：太森中山地域事務所長

○太森真喜恵中山地域事務所長：4点目の御質問に私のほうから回答させていただきます。

先日9月に秦皇山の秦皇山施設管理運営事業に関しましては、行政評価を受けまして、その中で委員さんの中から様々な御意見をいただいております。いろいろな御指摘のあった中で、秦皇山の利用者が非常に減少しているということは、担当課としましても非常に重く受け止めておりまして、委員さんからいろいろ御指摘をいただいたり提案をいただいた点、何点かあるんですけども、施設の老朽化に関しましては、順次工事、修繕等で改善を

していくということやあとちょっとたき火を禁止しているんですけれども、たき火に関しては、やはりキャンプの醍醐味であるっていうことをすごく御指摘を受けまして、何とかできるように方法等を検討しまして、できる方向で今調整をしていきたいというふうに考えております。

また、公園が非常に広くて管理は大変なんですけど、やはり夏のトップシーズン、夏休み中7月、8月、9月など、利用者の方に御不便がないように環境の整備を、クモの巣を取ってほしいとか、あと灰捨場が欲しいとか、いろいろ子どもさんが嫌がるような環境で虫がたくさんいたりっていうようなことも御指摘を受けておりますので、そのあたりは対策を講じてまいりたいというふうに考えてございます。

いろいろな意見をたくさんいただいたんですが、一遍に全部ってというのは、なかなか対応が難しいかと思っておりますので、計画的に何年かかけて順次改善に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○川口和代委員長：松本商工観光課課長補佐

○松本憲文商工観光課課長補佐：1番目の質問についてまずお答えをさせていただきます。

消費者相談の効果ということで、それと高齢者被害ということなんですけれども、出前講座の件数ですが、令和5年度には13件、令和6年度には10件と実際に減少をしております。こちら出前講座につきましては、各種団体からの要望により出向いて行って講座を行っている状況で、その出前の呼ばれる講座について、各種団体ではほかのメニューとかもございまして、例えば今回は消費者相談にする、次回は例えば健康に特化したものですか、デジタルに特化した、そういった講座を開設する傾向もありますので、今年度はこういった件数は減少をしておるといふところでの実績となっているようです。

また、実際には、地域のほうで詐欺被害ということで警察からも連絡が来て、実際にそういった傾向が強くなれば、広報等や防災無線等で周知もしておりまして、詐欺被害を防ぐような注意喚起が高まっておりますので、そういった面での啓発活動には努めたいと考えております。

あと高齢者の被害額につきましてなんですけれども、ちょっと額については、こちらのほうでは正式には把握しておりませんので、この場では申し上げることができないんですが、大変申し訳ございません。もし例えば情報がどこかで分かるようであれば、またお示しをしたいと考えております。

続いて、私のほうからは、5番目の花の森ホテルの誘導灯について説明をさせていただきます。

誘導灯は非常灯ですので、確かに電灯が壊れたり切れたら、緊急時に避難誘導ができなくなりますので、その都度修理はしているんですけれども、今回の6年度の消防の点検において、こちらのほうがLEDではなくて、ハロゲンというか、普通の誘導灯でしたので、実際2027年度からその電灯のほうがなくなりますので、順次LEDに替えている状況でして、緊急的にもLEDにしてしまおうということで6年度には実施をさせていただきました。実際に6年度の消防の点検において、そういった御指摘があったものですから、緊急性を要するというので6年度に全て実施をしたものでございます。

6番目の負担金です。負担金について……。

○川口和代委員長：河内商工観光課長

○河内勇人商工観光課長:私のほうから先に、2点目、3点目についてお答えしたいと思います。

商工振興事業につきましては、森川委員がお示しのとおり、そんなに額が変わっていないところ、うちのほうもやっぱりどういったことをしているのかなというところから入ってまして、それで個別にヒアリングを行って、やっぱりこうしてほしいという事業がまだできてないところ、今回うちのほうが11月からなんですけども、プロジェクトマネージャーによる起業支援塾を企画したところ、商工会議所もこういうことをしたかったですよというふうなことで、逆に向こうが乗っかかってくるというところと今各市内の企業を10人以上の企業から訪問させてもらって、そういった方々の意見を反映さす形で事業をしているんですけど、その中で一つ、業者間の交流がないなというところ、今回今年度中に異業種の交流会を100人程度で一応うちのほうが開催するんですけど、それは商工会議所の委託の補助金の中でしてもらう形にはなっております。産業振興財団とか政策金融公庫とかっていうふうな関連団体も多いですので、そういった形と連動して、うちのほうがこうしてほしいというふうなところで、各団体、商工会議所、商工会等と連携しながら、もっと必要な事業を、ニーズに合った事業を見直していこうと思っておりますし、金額については、もっと精査していこうとは思っております。

また、当たり前のように例年同じようなお金が出ているというのは、私もそれはおかしいと思っておりますので、必要な事業という形に精査していこうとは思っております。

また、商業協同組合につきましては、商品券も伊予市は加入者が減っております。双海・中山商工会は増えております。そのことについてこれ以上減るようだったら、その辺も厳しくなるよっていうふうなことは申し上げておりますので、そういった形も精査していこうと思っております。

町家のほうもデジタルがちょっと遅れてましたので、商品券だけでなしに、ほかのものも使えるようになっていうことで、PayPayを使えるようにして、何か今後臨時的なノベルティーがつくようなデジタルの国庫補助とかつきましたら、対応できるような形を取っておりますので、各団体等今後も協議しながら、いろいろ事業を見直していこうとは思っております。

もう一つ、3点目のトライアスロンにつきましてはですが、金額は減っております。52万7,000円に減額しておりますが、やはりある程度お金を入れずにできたらというのが理想なんですけど、今回やっぱり観光振興かどうかというのをすごい実行委員会と協議はしております。中島なんかでも見ると、やっぱり台湾からの参加者が多くおりますので、観光と言えるんじゃないかなというところなんですけど、伊予市っていうのが、スポーツ振興なのか、観光なのかっていうのが微妙なラインですので、その辺も観光っていうふうな形だったら、もっと観光面で力を、海外からの参加者の誘致にも力を入れるべきだと考えております。

地域との関わりっていうところなんですけど、愛南町も一応役場のほうと意見交換しまして、中学校のほうボランティアで出てるんですけど、やっぱり非日常的な思い出に残るようなボランティアをさせてあげているというところで、ゴール者のタオルかけとか、そういうふうなところに特化して参加してもらっているみたいなので、やっぱり伊予市としてもそういうふうな思い出が残るようなボランティアの役割っていうのも必要じゃないかなと考えております。

今後、予算的にもどうするのかというところとやっぱり観光振興となれば、うちのほうのソ

レイヨ、観光物産協会っていうのも巻き込んで、どういった形でするのかっていうのが、ちょっと端境期になっておるとお思いますので、10回で本当はもしかしたらやめていたかもしれない事業なんですけど、今後継続が必要かどうかも含めて、ちょうど今日実行委員会もございますので、そういった形で進めていこうとは思っておりますので、また御意見をいただいたらと思います。よろしくお願ひします。

○川口和代委員長：松本商工観光課課長補佐

○松本憲文商工観光課課長補佐：それでは、森川委員さんの6番目の質問にお答えをさせていただきます。

7款1項1目18節の執行率が低いということですが、こちらは松山圏域中小企業販路開拓市という事業を行っております、これは中予の6市町が集まりまして、松山のコミュニティセンターで一堂が会しまして、販路を開拓をするために企業を集めて販路を見出す事業でございまして、こちらの負担金として、実際33万円ということで見積りをいただいて予算を組んでおったんですけれども、実績といたしましては、14万4,000円程度に収まったということで、その不用額が出てまいりまして、こちらの執行率が60.5%になったという経緯でございまして。

○川口和代委員長：森川建司委員

○森川建司委員：3点再質問します。

1点目は、消費者行政相談なんですけども、今回減ったのは、呼ばれていないからだというようにちょっと答弁やったと思うんですけども、こういうことは振興するためには、ぜひプッシュ型でやっていただきたいと、それについての回答をお願いします。

2点目は、トライアスロンの件ですけれども、確かに観光かスポーツかという微妙なところだという御回答がございまして、今から、今日も実行委員会があるんですけど、一つ、じゃあ市町観光振興交付金、これが127万円認められた。これは今年初めてなのか、過去からあったのかもしれませんが、いわゆる観光振興の交付金が出たということは、県としても観光という形で認めているということなので、この辺をもう少し推していけるのかなという気がしました。

最後、花の森ホテルの誘導灯の話ですけれども、これ私、ちょっと今の答弁に納得がいかないんですけども、消防点検で指摘をされてから緊急性があるって。でも、消防がLEDにしろなんていうことは、絶対はないと思うんです。そんな2027年、もう少し先でしょう。数年先なんです。それを消防点検で言われたから緊急的にやったんだというのは、これは私は、多分錯誤だと思うんです。ここのところ再答弁をお願いします。

○川口和代委員長：松本商工観光課課長補佐

○松本憲文商工観光課課長補佐：まず、1点目なんですけれども、消費者の講座については、確かに受け身の態勢になっておりますので、こういった事業があるっていうことの周知をいたしまして、できる限り周知して、講座に出向いていただきたいと考えて、今後それを検討したいと考えます。

続いて、2点目のトライアスロンの助成金なんですけれども、これは過去、2年前の令和4年度に実際に助成金をいただいておまして、伊予市のほうで枠がありますので、その助成金の枠に入ったので今回申請を行いました。

また、そういった県からの申請の依頼があれば、またこういったところも助成金に対してチ

チャレンジをしていきたいと考えております。

3番目の誘導灯についてなんですけども、先ほどの点検の結果というのが、少し表現が誤っておりまして、実際消防点検で指摘を受けたというのは、誘導灯が切れているということの指摘を受けまして、それで業者のほうに相談をしたところ、交換に対する部品がないということを受けまして、それで新しくするんですけれども、新しくする際に今後も切れていくと部品がないということで、もう全部やっってしまうということで、まとめてやったという経緯になります。実際には、2灯切れておったんですけれども、その指摘を受けて、今後のことも考えてということで実施をしたという経緯になります。

○川口和代委員長：河内商工観光課長

○河内勇人商工観光課長：補足なんですけど、1番の高齢者への啓発なんですけど、受け身になっている部分もあるんですけど、実際行くところとちょっと去年度かな、何かそれぐらい分かるところっていうふうな感じで、高齢者をばかにするなみたいな感じのすごい空気が、アウエー感があって、松本専門員が対応してくれているんですけど、ちょっと何でそんなこと、わしらは分かるところに聞かされたいかんっていうふうな人がおるらしいんです。高齢者をばかにするなという感じになるので、ちょっとその辺も積極的に行きにくい現状なんですけど、ちょっとそれを打破する形で何か介入していこうとは思っております。

2番のトライアスロンの地域振興協会からのお金なんですけど、市全体で枠がありまして、金額はちょっと定かじゃないんですが、500万円程度ありまして、その分で市町の振興の活性化に目的ってというのがいっぱいあるので、もしトライアスロンがなかったらほか該当するのがあるんですけど、そういった形で市がどれを選定するかっていうふうな形で、全体の枠が決まっていますので、それにやっぱり単費ではしんどいので、そういった形で助成金を充当させてもらっているのが現状です。

○森川建司委員：ありません。

○川口和代委員長：ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川口和代委員長：質疑もないようですので、以上で商工観光課の審議を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時19分 休憩

午前11時21分 再開

○農林水産課(午前11時21分～午前11時41分)

説明員：三谷陽紀産業建設部長 鍋田豊樹農林水産課長 大西孝明農林水産課課長補佐  
立田忍農林水産課係長

傍聴議員：平塚優美 西岡勝志 吉田貴則

傍聴人：なし

欠席議員：なし

○川口和代委員長：再開いたします。

これより、農林水産課の所管に係る決算審査を行います。

認定第1号令和6年度 伊予市一般会計歳入歳出決算の認定について、説明を求めます。

大西課長補佐

○大西孝明農林水産課課長補佐：農林水産課所管に係る決算の説明をさせていただきます。

まず歳出から説明いたします。

事項別明細書の200、201ページ、成果調書は37、38ページで、別途お配りした支出明細表の2ページを御覧ください。水色に着色したセルが当課の対象となります。

6款1項6目農業施設管理運営費。なかやまフラワーハウスとふたみ農林漁業者トレーニングセンターの維持管理に係る費用を支出しております。当課所管分の不用額は21万7,768円、執行率は98.6%です。

202、203～204、205ページをお願いします。成果調書は同じく37、38ページです。

6款1項8目農地費ここでは土地改良事業に関する費用を支出しております。不用額は182万5,523円で、執行率は75%、繰越しを含む執行率は94.4%です。不用額の主なものは12節委託料の93万9,200円で、入札減少金によるものです。

204、205～206、207ページをお願いします。成果調書は39、40ページです。

6款1項12目農村環境保全向上活動支援事業費で、農地の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援に要する費用を支出しております。不用額は21万9,279円で、執行率は99.6%です。

208、209ページをお願いします。成果調書は同じく39、40ページです。

6款2項2目林業振興費、ここでは森林整備、松くい虫防除関連、林業振興団体の活動支援に係る費用を支出しております。不用額は403万5,813円で、執行率は95.9%です。

208、209～210、211ページ、成果調書は41、42ページになります。

6款2項3目林道費林道の整備や維持管理に係る費用を支出しております。不用額は252万6,375円、執行率は88.1%になります。不用額の主な要因は、12節委託料、14節工事請負費における入札減少金によるものです。

210、1211ページの下段をお願いします。成果調書は41、42から43、44ページです。

6款3項2目水産業振興費、水産業団体の活動に対する支援に係る経費を支出しております。不用額は101万0,379円、執行率は99.2%です。

続いて210、211ページの下段～212、213ページの上段をお願いします。

6款3項3目漁港管理費、ここでは、各漁港施設の維持管理に係る費用を支出しております。不用額は241万6,966円、執行率は82.8%です。不用額の要因として、当初予算時に見込計上していた修繕費の支出が少なかったことが挙げられます。

決算書270、271ページ、成果調書67、68ページをお願いします。

11款1項1目農地・農業用施設災害復旧費。不用額は646万0,320、執行率75.6%です。不用額の主な要因は、令和5年度から繰り越した工事請負費2,000万円に対し、実施額が1,355万2,000円に収まったことによるものです。

続いて、11款1項2目、林業用施設災害復旧費、不用額は740万6,100円、執行率は66.0%、繰越しを含めた執行率は94.1%です。

以上で一般会計の歳出についての説明を終わります。

続いて、歳入の説明に移ります。

64、65ページの中段少し下を御覧ください。

2款3項1目、森林環境譲与税、これは令和元年度から開始された国からの譲与税で、森林整備などに活用する財源として活用しております。

70、71ページの中段をご覧ください。

13款1項1目農林水産費分担金は、土地改良事業・ため池整備事業・林道整備事業に係る地元分担金でございます。

同じく3目災害復旧費地元分担金は、農地・農業用施設災害復旧工事に係る地元分担金です。

74、75ページをお願いします。提出資料の1ページも併せてご覧ください。

14款1項4目農林水産業費、使用料、1節農業施設管理運営費使用料のうち42万1,012円、2節農地費使用料、3節林業総務費使用料のうち5,340円、4節漁港管理費使用料は当課の所管です。

94、95ページをご覧ください。

16款2項4目農林水産業費、県補助金、調定額、収入済額の2億7,703万7,932円のうち、当課所管分は、3節ため池防災環境整備事業補助金、4節国営造成施設整備事業費補助金、5節農地維持支払交付金・資源向上支払交付金他2件、6節木材産業循環成長対策事業費補助金他1件、7節農山漁村地域整備交付金林道事業費補助金、8節愛媛県水産業強化支援事業費補助金他1件、9節水産物供給基盤機能保全事業費補助金の合計、1億2,745万814円が該当します。

96、97ページ下段から98、99ページをご覧ください。

7目1節農地・農業施設災害復旧費県補助金、及び2節林業用施設災害復旧費県補助金に調定額9,920万4,271円、収入済額65,324,271円、収入未済額の3,388万円は林道牛の峰線災害復旧工事を7年度に事故繰り越したことに伴い、財源も繰り越したものです。

104、105ページをご覧ください。

19節2款4目畑地かんがい用水確保基金繰入金。これは、道後平野土地改良区経常賦課金を支出するための繰入金です。

続いて、5節森林環境譲与税基金繰入金は、森林整備や林道管理などに活用するための基金からの繰入です。

108、109ページをお願いします。提出資料の1ページの下段も併せてご覧ください。

21款5項1目雑入、5節農林水産業費雑入のうち、道後平野土地改良区計上賦課金徴収委託料の49万8,408円が当課の所管です。

112、113ページをご覧ください。

22款1項5目農林水産業債、1節農地債は上野柳井田池廃止工事の財源として、2節ため等整備事業債は県営土地改良事業等負担金、3節水産業振興事業債は水産業強化事業費補助金を支出するための財源として借り入れたものです。

114、115ページをご覧ください。

22款1項10目災害復旧債、1節林業用施設災害復旧事業債では、林道石畳上灘線災害復旧測量設計業務と、国庫補助の採択とならない小規模災害復旧事業の財源として借り入

れております。

2節農地・農業用施設災害復旧事業債についても先ほどと同じく国庫補助の採択とならない災害復旧事業の財源です。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○川口和代委員長：以上で説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

森川建司委員

○森川建司委員：2点お願いします。

成果調書でやります。成果調書の39、40ページ、林業振興費、6款2項2目、②の森林環境保全整備事業について質問します。

5年度と金額は1,700万円で同じなんですけれども、間伐のヘクタールが116から72ヘクタール、40ヘクタールぐらい減っているのと、森林作業道整備、これも1万5,000メートルから5,000メートルにちょっと減ってるんですけども、この辺のところを、林道とか間伐ですから、やる場所によってその辺の単価というか、違うのかなと思うんですが、ちょっと差があるので、この辺のところをもし分かれば説明してください。

次は、同じく6款2項2目の⑤原木シイタケ優良品種導入事業ということで、額は非常に少ないんですけども、だし文化ということもあって、シイタケに力を入れているということでしょうけれども、優良品種の導入とあって、64万8,440駒っていってもぴんとこないんですけど、こういう補助金がどんな具体的成果に現れているのかなということについて、以上、2点です。よろしくお願ひします。

○川口和代委員長：鍋田農林水産課長

○鍋田豊樹農林水産課長：まず、森林整備の1,700万円ですが、これは森川委員の御指摘のとおり、場所によって単価が変わってきますので、そこのあたりの影響が大きいものと考えられております。

もう一点の原木シイタケの助成金でございしますが、こちらにつきましては、最近、原木シイタケ農家のほうが高齢化でどんどん人数が減ってきております。それで、そういうのをなるべく防ぐ目的で、シイタケの駒の購入費用を以前から補助をしております、少しでも伊予市の原木シイタケ、乾燥シイタケを維持していく目的で補助をしております。

○川口和代委員長：森川建司委員

○森川建司委員：高齢化を防ぐために補助をするという、その補助をするのは分かるんですが、そういう優良品種に切り替えると言うてたんですが、私は素人だから優良品種がどんなのか分かりませんが、優良品種に切り替えることによってシイタケの品質がぐっと上がるとか、売上げが上がるとか、そういうところをもし想定されておれば。

○川口和代委員長：鍋田農林水産課長

○鍋田豊樹農林水産課長：優良品種、シイタケも何の農産物もそうですが、年々品種が改良されて、少しでもいいものということで開発されてます。新しくそういう品種を取り入れることで、シイタケの単価、高級品を作って単価を向上させたい、原木シイタケの値段もここ数年下がっておりますので、ブランド化ではないですが、品質の高いものを作って、単価の高い商品を生産する。どうしても高齢化してきますと、生産量が減ってきますので、それを高価なもので賄って、少しでも収入を増やすということを目的にしております。

○森川建司委員：結構です。

○川口和代委員長:ほかございませんか。

日野猛仁委員

○日野猛仁委員:2点お伺いします。

209ページにあります6款2項2目林業振興費、24節積立金なんですが、不用額が90万円ほどあるんですが、これ残ったものは、多分基金の分ですから、用途が決められてるのかなと思うんですが、不用で残った分はどういった形のところに回されるのかというのを教えていただきたいのと、今回4,000万円ほど入ってるんですが、多分近隣の市町と一緒にやっていく事業に積み立てられてると思うんですが、今後の計画なんですが、この4,000万円が今どういった状態になるのかというのを教えていただきたいと思います。

○川口和代委員長:鍋田農林水産課長

○鍋田豊樹農林水産課長:森林環境税の積立金ですが、これは今後毎年約4,000万円譲与税として入ってきます。申し訳ありません。ちょっと譲与税の金額は4,000万円じゃないかもしれませんが、失礼しました。それで、使用の目的ですが、間伐については、15年程度で伊予市中を1周回るといような計画で進めております。

今の状況ですが、どうしても山林の条件の厳しいところをやっておりますので、面積が伸びてないような状況でございます。

もう一つの点としましては、間伐をしてくれる業者のほうの人手不足で、あまり量が多くてもできないということで、ここ1、2年は、積立金が増えていっているような状況になっておりますが、こちらにつきましては、今後面積を伸ばしていったりとか、あと林道の維持修繕費にもこの基金を使いますので、今まで市単独で行っていた林道の草刈りだとか、泥のけとかという事業にもこの基金を回して、余剰金がなくなるように、入ってくる譲与税の額をその年で使い切れるぐらいの計画で進めたいと考えております。

○川口和代委員長:日野猛仁委員

○日野猛仁委員:1点目に言うた90万円の不用額は、逆に言ったら、そういったものに使ってもらったら、より有効に使えるのかなと思うんですが、林道の保守保全だったりとか。この90万円自体が、どこにいつてしまうのかというのがちょっと分かんのですが。

○川口和代委員長:大西農林水産課課長補佐

○大西孝明農林水産課課長補佐:これは積立金ですので、歳入のほうで入ってきた譲与税をそのまま積み立てるといところで、予算が少し大きくて、実際に言うたものを、基金への積立てに使った残りという部分で、予算ほど入ってきてなかったというような理解でお願いできたらと思います。

○川口和代委員長:ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川口和代委員長:それでは、質疑もないようですので、以上で農林水産課の審議を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時41分 休憩

午前11時43分 再開

○土木管理課(午前11時43分～午後0時16分)

説明員:三谷陽紀産業建設部長 武智 博土木管理課長 神東利明土木管理課課長補佐  
小西洋三土木管理課課長補佐

傍聴議員:平塚優美 西岡勝志 吉田貴則

傍聴人:なし

欠席議員:なし

○川口和代委員長:再開いたします。

これより、土木管理課の所管に係る決算審査を行います。

まず、認定第1号令和6年度伊予市一般会計歳入歳出決算の認定について、説明を求めます。

小西課長補佐

○小西洋三土木管理課課長補佐:決算書220ページから223ページと併せて、成果調書49ページ下段をお願いします。

8款1項1目土木総務費、人件費を除いた執行率89.8%でございます。ここでは、法定外公共物の維持管理費や設計積算に係るシステム賃借料等を支出しております。

続きまして、2目急傾斜地崩壊対策費、執行率100%でございます。ここでは、愛媛県が中山町泉町地区で実施しております、急傾斜地崩壊対策事業の負担金を支出しております。

成果調書51ページ上段をお願いします。

3目がけ崩れ防災対策費、執行率98.3%でございます。ここでは、愛媛県がけ崩れ防災対策事業補助金を活用し、個人家屋のがけ崩れによる災害を防止する事業費を支出しております。

決算書222ページ下段から224ページをお願いします。

8款、2項、1目道路橋梁総務、人件費を除いた執行率95.7%でございます。ここでは、道路台帳整理事業費を支出しております。

続きまして、2目道路維持費、執行率99.4%でございます。ここでは、市道の維持管理費を支出しております。

決算書224ページ下段から226ページ中段と併せて、成果調書51ページ下段から53ページをお願いします。

3目橋梁維持費翌年度繰越額を含めた執行率98.6%でございます。ここでは、社会資本整備総合交付金及び過疎債を活用し、市管理橋梁の「定期点検」「補修設計」「補修工事」に係る支出をしております。

主なものについて御説明させていただきます。

12節委託料、翌年度繰越額を含めた執行率98.5%でございます。

繰越明許費8,400万円につきましては、鉄道近接工事に伴うJR委託であるため、JR四国との協議に日数を要したため、寺尾橋補修工事JR委託ほか2件を繰り越したものでございます。また、不用額257万8,345円につきましては、事業費精査に伴うものでございます。

14節工事請負費、執行率98.9%でございます。不用額100万円につきましては、事業費精査に伴うものでございます。

4目道路新設改良費、翌年度繰越額を含めた執行率97.4%でございます。ここでは、市道改良工事や県が実施する県道改良工事の負担金を支出しております。

主なものについて御説明させていただきます。

14節工事請負費、翌年度繰越額を含めた執行率98.3%でございます。

16節土地取得費、21節補償金を合わせた繰越明許費の1,800万円につきましては、国の12月補正予算に対応するものであり交付後、事業完了に一定の期間を要することから、市道本郷線道路改良事業を繰り越したものでございます。

決算書226ページ下段から228ページ上段と併せて、成果調書53ページをお願いします。

3項、1目河川総務費、執行率99.4%でございます。ここでは、河川の樋門やポンプ場に係る維持管理費を支出しております。

主なものについて御説明させていただきます。

14節工事請負費、継続費通次繰越額1億2,000万円につきましては、森浜・本郡浜ポンプ場更新工事の前払い金として計上してはいましたが、工事受注者から請求がなかったため、全額繰り越したものでございます。

続きまして、2目河川維持費、執行率62.1%でございます。ここでは、河川の維持管理費を支出しております。

決算書228ページ中段から230ページ上段をお願いします。

4項、1目港湾管理費、人件費を除いた執行率98.3%でございます。ここでは、伊予港港湾施設に係る維持管理費及び県事業負担金を支出しております。

決算書270ページ下段から272ページと併せて、成果調書67ページ中段をお願いします。

11款、2項、1目道路橋りょう災害復旧費、翌年度繰越額を含めた執行率97.2%でございます。ここでは、市道災害復旧事業費の支出をしております。

主なものについて御説明させていただきます。

14節工事請負費、翌年度繰越額を含めた執行率90%でございます。

繰越明許費の100万円につきましては、地元との調整に日数を要したことから市道ササゲ谷富貴線路側復旧工事を繰り越したものでございます。また、不用額158万5,700円につきましては、事業費精査に伴うものでございます。

続きまして、2目河川災害復旧費、執行率99.7%でございます。ここでは、河川災害復旧事業費の支出をしております。

主なものについて御説明させていただきます。

14節工事請負費、翌年度繰越額を含めた執行率100%でございます。

繰越明許費の979万円につきましては、国庫補助災害査定を10月に受検し、事業施行承認申請に期間を要することから、長谷川外1箇所河川災害復旧工事ほか2件を繰り越したものでございます。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして歳入の御説明をいたします。

決算書70ページ中段をお願いします。

13款、1項、2目土木費分担金、1節がけ崩れ防災対策費分担金。

これは、がけ崩れ防災対策事業に係る個人分担金でございます。

収入未済額35万円については、対象者が諸事情により、年度内の分担金納付が困難になったもので、今後、分割納付する計画でございます。

決算書74ページ下段をお願いします。

14款、1項、6目土木費使用料、1節土木総務費使用料から、4節港湾管理費使用料、これは、法定外公共物、道路、河川、及び野積場など施設の使用料及び占用料でございます。

78ページ下段をお願いします。

14款、2項、5目土木手数料、1節土木総務手数料、これは、図面等交付、市道幅員証明発行の手数料でございます。

82ページ上段をお願いします。

15款、1項、2目災害復旧費国庫負担金、1節 道路橋りょう災害復旧費国庫負担金、これは、市道の災害復旧工事に係る国庫負担金でございます。

同2節 河川災害復旧費国庫負担金、これは、河川の災害復旧工事に係る国庫負担金でございます。

86ページ上段をお願いします。

15款、2項、4目土木費国庫補助金、1節道路維持費国庫補助金、これは、道路改良工事及び舗装補修工事に係る補助金でございます。

同2節橋梁維持費国庫補助金、これは、橋梁点検、補修設計、補修工事に係る補助金でございます。

同5節住宅管理費国庫補助金。これは、住宅管理及び狭あい道路拡幅整備事業に係る補助金でございます。

狭あい道路拡幅整備事業交付金230万4,000円でございます。

96ページ上段をお願いします。

16款、2項、5目土木費県補助金、1節がけ崩れ防災対策費県補助金、これは、がけ崩れ防災対策事業に係る県補助金でございます。

98ページ下段をお願いします。

16款、3項、3目土木費委託金、1節河川総務費委託金、これは、愛媛県から管理を受託しております大谷川水門等の管理委託金でございます。

同2節港湾管理費委託金。これは、主に利用者から徴収した県営野積場使用料、プレジャーボート係留施設使用料等から港湾施設の維持管理費として、使用料等合計の60%が県より交付されるものでございます。

102ページ下段をお願いします。

19款、1項、2目伊予港上屋特別会計繰入金、1節伊予港上屋特別会計繰入金、これは、伊予港上屋特別会計からの繰入金でございます。

108ページ中段をお願いします。

21款、4項、2目橋梁新設改良受託事業収入、1節橋梁新設改良受託事業収入、これは、寺尾橋補修工事JR委託に伴う上水道工事費の受託事業収入でございます。

108ページ下段をお願いします。

21款、5項、1目雑入、7節土木費雑入。土木管理課所管分は船舶給水料金104万4,549円のうち22万2,400円でございます。

112ページ中段から114ページをお願いします。

22款、1項、7目土木債、1節がけ崩れ防災対策費事業債、これは、がけ崩れ防災対策事業に係る緊急自然災害防止対策事業債でございます。

同2節道路維持事業債、これは、道路照明灯、舗装長寿命化、道路防災工事に係る各種事業債でございます。

同3節橋梁維持事業債、これは、橋梁の設計業務と、補修工事に係る各種事業債でございます。

同4節道路新設改良事業債、これは、道路改良工事に係る各種業等債でございます。

同5節港湾管理事業債、これは、港湾管理費の県営事業負担金に係る各種事業債でございます。

114ページ下段をお願いします。

10目災害復旧債、2節公共土木施設災害復旧事業債、これは、道路・河川災害復旧事業に係る事業債でございます。

以上で一般会計の歳入の説明を終わります。

○川口和代委員長：以上で説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

正岡満委員

○正岡 満委員：2点お願いします。

220ページ、21ページ下段です。

8款1項1目12節委託料、下吾川地区梢川のり面草刈り業務委託料っていうので25万円上がっておりますが、どの辺りをやられたのかというのをお聞きしたいのと、もう一点すみません。成果調書のほうの49、50ページの下段です。

土木総務事業費、法定外公共物の管理費、これ法定外公共物というのは、もともと市道だったところが、新しく市道が抜けて、その跡だった部分が残所になった部分も法定外公共物の道路になると思うんですが、それってどのぐらいあるものなのか。

そしてその管理っちゃうのは、毎年金額が決まった段階での修繕になると思うんですけども、どういった具合で進行していくのか、要望は出してるんですけども、全然相手にされないような場所があるもんですから、そのあたりのちょっと見解をお聞きしたいなと思います。よろしく願いいたします。2点です。

○川口和代委員長：小西土木管理課課長補佐

○小西洋三土木管理課課長補佐：まず、1点目の8款1項1目12節委託料の下吾川地区梢川のり面草刈り業務の場所なんですけど、夢みらい館北側の市道を挟んで反対側のり面の草刈りとなっております。

○正岡 満委員：分かりました。もう一点、すみません。

○小西洋三土木管理課課長補佐：続きまして、法定外公共物管理費のことについてなんですけど、まず法定外公共物につきましては、市道、県道、国道等を除いた道路水路が法定外公共物になります。

維持管理につきましては、地元でお願いしていただいているところが大部分でございます。

す。工事につきましては、緊急性を問うようなところの工事を大体主体で直しております。

○川口和代委員長：正岡満委員

○正岡 満委員：そういった部分の工事には、原材料支給の工事には当たらないですか。道路を整備するのに、原材料支給工事は当たらない。

○川口和代委員長：武智土木管理課長

○武智 博士木管理課長：法定外の定義のおさらいなんですけど、市道につきましては、道路法に縛られた法に基づいた管理になります。市道になっていないところの生活道路等、また農道とかいろんな種類があろうかと思うんですけど、それは法律に基づかないところで法定外という管理をしております。今正岡委員が言われた原材料が対象になるのかどうかっというところなんですけど、土木管理課においては、市道ではない法定外の道路のうちの生活道として使われとるようなところで、大半はもう舗装がされておるってところになります。今言われた原材料につきましては、農林水産課の所管のほうで、地元の要望に基づいて材料支給を行っておるってところになります。

○正岡 満委員：分かりました。ありがとうございました。

○川口和代委員長：ほかございませんか。森川建司委員

○森川建司委員：3点お願いします。

成果調書で52ページ、まず1点目は、道路橋梁総務費、8款2項1目道路台帳費なんですけど、これ伊予地域だけ約300万円昨年度よりアップしているんですけども、これどういう形で道路台帳を誰が整備をして、今回300万円アップした理由について教えてください。

2点目、その下なんですけども、道路維持事業、8款2項2目で市道維持管理ということなんです。そこで5項目ありますが、特に真ん中の市道維持補修工事75件、今年は約7,000万円、昨年度は1億4,000万円で約半減をしとんです。この半減しとることによって、予算を執行した結果、半分ですべてやってますけれども、それが市の安全な運行に問題はないのかというのが2点目であります。

3点目、成果調書54ページ、8款3項2目河川維持費です。梢川河床掘削工事ほか3件117万9,000円、この成果を読みますと、117万9,000円で市が管理する河川と水路については維持ができているということと捉えていいと思うんですけども、私、もっと数が相当あるもんですね、河川と水路について。もし分かれば、管理している河川と水路の数と総延長ですか、その辺が分かって、本当にこの117万円で大丈夫なのかという気がするんですけど、今年執行した分で特に問題はないということによろしいんでしょうか。

以上、3点です。

○川口和代委員長：小西土木管理課課長補佐

○小西洋三土木管理課課長補佐：まず、成果調書52ページの道路台帳費、伊予地域分につきましては、アップした理由なんですけど、これは2年に一度市道認定をしております。令和6年度につきましては、その市道認定をしたやつ台帳整理を計上しておりますので、昨年度よりはアップしております。

あと2点目、道路維持費の市道維持補修工事75件分、昨年度より費用が減って、維持管理としての安全性なんですけど、市道維持管理工事につきましては、主として地元の改良要望があったところについて補修工事を行っております。それにつきましても、要望箇所全部を工事することはできませんので、その中から現場等を視察しまして、危険性が高いところ

ろから緊急度の順番を決めまして施工しております。

3番目の成果調書54ページの河川維持費なんですけど、うちが管理しております河川の本数につきましては、今ちょっと手持ちの資料では把握できてないので、後ほど答えさせていただきます。

市が管理している河川の管理なんですけど、河川の河床掘削とって、河川の河床に堆積した土砂等を撤去しております。これにつきましては、毎年ということではなくて、堆積して通水に支障が出たらということですので、満遍なく今年は梢川、時期を見て堆積したる河川がございましたら、それに対応するような形を取っております。

○川口和代委員長：森川建司委員

○森川建司委員：1点だけ。

道路台帳費ですけども、2年に一度の市道認定で、300万円アップしている伊予地域です。中山・双海地域は変わってないということは、中山・双海地域は市道認定がなかったという認識でいいのか。

それと、ちょっと答弁漏れだったと思うんですけど、誰がこの台帳管理をしているのか、業者に任せているのか、いや職員がやっているのか、ちょっとその辺のところを教えてください。

○川口和代委員長：小西土木管理課課長補佐

○小西洋三土木管理課課長補佐：新規路線、市道認定路線につきましては、伊予地域のみです。双海・中山につきましては、改良した路線の道路台帳の整備費だけでございます。

市道につきましては、伊予市で管理をしておりますが、台帳整理につきましては、委託しております。コンサル等の業者に台帳整理の委託をしております。

○森川建司委員：結構です。

○川口和代委員長：ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川口和代委員長：質疑もないようですので、次に参ります。

認定第6号令和6年度伊予市伊予港上屋特別会計歳入歳出決算の認定について、説明を求めます。

神東土木管理課課長補佐

○神東利明土木管理課課長補佐：伊予港上屋特別会計、歳出、決算書364ページと併せて、成果調書73ページ上段を御参照ください。

1款1項1目一般管理費、執行率94.6%でございます。これは、伊予港にあります上屋1・2・3棟の維持管理・運営に要した費用でございます。

主なものにつきまして御説明させていただきます。

14節工事請負費、執行率97.9%でございます。これは、上屋2棟軒先改修工事に係る支出でございます。

27節繰出金、執行率100%でございます。これは、当初予算額を一般会計へ繰り出しております。

2款の予備費10万円は緊急予算であり、6年度の支出はございませんでした。

以上、上屋特別会計の歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入について御説明いたします。

決算書362ページをお開きください。

1款1項1目上屋施設使用料、1節上屋施設使用料は、上屋を使用している伊予市環境政策課及び企業2社から12か月分を、また、企業1社から3か月分を徴したものでございます。

2款1項1目繰越金、1節前年度繰越金は、令和5年度決算に伴う繰越金でございます。

3款1項1目雑入、1節雑入は、企業2社が使用した電気使用量金でございます。

以上で上屋特別会計の歳入の説明を終わります。

○川口和代委員長：以上で説明が終わりました。

これより質疑を受けます。

森川建司委員

○森川建司委員：1点だけお願いします。

今の歳入ですけれども、雑入のところで、企業2社の電気使用料金って、環境政策課が使っている電気使用料金は、これはここには入らないのか、ちょっと分からないので教えてください。

○川口和代委員長：神東土木管理課課長補佐

○神東利明土木管理課課長補佐：こちらの電気使用料金について御説明いたします。

基本的に普通の電灯とかそういう電気代については、伊予市が直接支払っておりますので通常電気料金というのは発生しないんですけれども、それ以外の特別にたくさん電気を使うということで、別に電気のメーターを特別につけているところがありまして、それにつきまして、年間使っているカネサ運輸と昨年度3か月使いました大日電気工業につきまして、別で子メーターをつけまして、たくさん使った分についてお支払いいただくという形でやっておるものについて別で電気料金を徴収しております。内容については、その分になります。

○川口和代委員長：森川建司委員

○森川建司委員：それは伊予港上屋として、全体としての電気料金は伊予市の施設だから伊予市が払っているという認識でいいのかどうか。

○川口和代委員長：神東土木管理課課長補佐

○神東利明土木管理課課長補佐：伊予港上屋の全体の使用料につきましては、電灯とかそういうものにつきましては伊予市が支払っております。

○川口和代委員長：ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川口和代委員長：質疑もないようですので、以上で土木管理課の審議を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後0時16分 休憩

午後1時15分 再開

○土木管理課の補足説明(午後1時15分～午後1時15分)

○川口和代委員長：再開いたします。

土木管理課の小西課長補佐から先ほどの補足説明がございました。

小西土木管理課課長補佐

○小西洋三土木管理課課長補佐:御質問の中で出ました森川委員の3番目の質問、伊予市の管理する河川のことについてお答えいたします。

伊予市が管理しております河川数についてなんですが、農業用水路とかは除きまして、土木管理課のほうで災害復旧事業で対応可能な河川ということの数になります。内訳が、伊予地域で30か所、中山地域で105か所、双海地域で75か所、伊予市が管理する河川が、合計210か所になります。

○森川建司委員:水路はなしでかまわないんですかね。結構です。

○川口和代委員長:どうもありがとうございました。

### ○都市整備課(午後1時15分～午後2時03分)

説明員:三谷陽紀産業建設部長 小寺卓也都市整備課長 大塚直人都市整備課課長補佐  
井上秀司都市整備課課長補佐

傍聴議員:なし

傍聴人:なし

欠席議員:なし

○川口和代委員長:再開いたします。

これより、都市整備課の所管に係る決算審査を行います。

まず、認定第1号令和6年度伊予市一般会計歳入歳出決算の認定について、説明を求めます。

大塚都市整備課課長補佐

○大塚直人都市整備課課長補佐:都市整備課について御説明申し上げます。

歳出について、決算書134、135ページをお願いします。併せて成果調書5、6ページ中段及び、提出資料の1、2ページをお願いします。

2款1項14目地域振興費で、本課所管分は、翌年度繰越額を含めた、執行率98.6%でございます。ここでは、デマンドタクシーや、コミュニティバスの運行に係る経費を支出しております。

決算書212ページ下段から、215ページ上段をお願いします。併せて、提出資料の3、4ページをお願いします。

7款1項1目商工総務費で、本課所管分は、執行率87.7%でございます。ここでは、JRの各駅に設置した駐輪場やトイレの管理に係る経費を支出しております。

決算書230、231ページ中段をお願いします。併せて成果調書53、54ページ中段をお願いします。

8款5項1目都市計画総務費、執行率95.2%でございます。

ここでは、都市計画全般に要する経費を支出しております。不用額の主なものは、委託業務の入札減少金でございます。

次に、同じページ下段から、232、233ページをお願いします。併せて成果調書53ページ下段から55、56ページ上段をお願いします。

8款5項2目公園費、執行率95.6%でございます。ここでは6箇所都市公園、双海地域

の二つの公園、及び、五色姫海浜公園などの維持管理や更新工事などに要する経費を支出しております。

主な内容につきましては、12節委託料、執行率97.1%で、主なものは、しおさい公園やふたみ潮風ふれあい公園の指定管理による維持管理業務などを実施したものでございます。

14節工事請負費、翌年度繰越額を含めた、執行率96.9%で、五色浜公園の複合遊具更新工事などを実施したものでございます。

次に、同じページ下段をお願いします。

8款5項3目都市総合文化施設運営事業費、執行率78.2%でございます。これは、特別会計の都市総合文化施設運営事業への繰出金で、詳細につきましては、特別会計で御説明いたします。

続きまして、決算書234、235ページ上段をお願いします。併せて成果調書55、56ページ上段をお願いします。

8款5項4目都市再生整備計画費、翌年度繰越額を含めた、執行率98.4%でございます。ここでは、都市再生整備計画事業に係る経費を支出しております。

主な内容につきましては、12節委託料、翌年度繰越額を含めた、執行率100%で、郡中中心拠点地区まちづくりワークショップ等支援業務などに要する経費を支出しております。

14節工事請負費、翌年度繰越額を含めた、執行率98.1%で、図書館・文化ホール前広場整備工事などに要する経費を支出しております。

同じく、下段から、236、237ページをお願いします。併せて成果調書は、同じページの中段をお願いします。

8款7項1目住宅管理費、翌年度繰越額を含めた、執行率95.5%でございます。不用額の主なものは、10節：需用費細節6修繕費及び、18節負担金、補助及び交付金について、修繕箇所や補助金申請件数が、当初の想定より少なかったことによるものでございます。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

決算書74、75ページ下段をお願いします。

14款1項6目5節公園費使用料、これは、五色浜公園や、しもなだ体育館などの使用料などでございます。

76、77ページ上段をお願いします。

同じく、6節住宅管理費使用料、これは、住宅の使用料等でございます。現年分徴収率でございますが、住宅使用料97.8%、駐車場使用料は98.6%でございます。

78、79ページ下段をお願いします。

14款2項5目2節都市計画総務費手数料、これは、屋外広告物許可手数料等でございます。

同じく、3節住宅管理費手数料、これは、住宅使用料及び住宅駐車場使用料の督促手数料でございます。

86、87ページ上段をお願いします。

15款2項4目3節：公園費国庫補助金、これは、五色浜公園複合遊具更新工事に係る社会資本整備総合交付金で、収入未済額は、翌年度繰越分でございます。

同じく、4節都市再生整備計画費国庫補助金、これは、都市構造再編集集中支援事業に係

る交付金でございます。

同じく、5節住宅管理費国庫補助金、これは、老朽危険空家除却事業などに係る交付金でございます。

96、97ページ上段をお願いします。

16款2項5目2節都市計画総務費県補助金、これは、産業系土地利用の計画策定等業務などに係る補助金でございます。

同じく、3節住宅管理費県補助金、これは、老朽空き家の除却、ブロック塀等の改修、木造住宅の耐震診断及び、改修等の社会資本整備総合交付金に係る県費補助金でございます。

収入未済額は、翌年度繰越分でございます。

98、99ページ下段をお願いします。

16款3項3目3節都市計画総務費委託金、これは、都市計画基礎調査業務に係る委託金などがございます。

108、109ページ中段をお願いします。

21款5項1目2節総務費雑入、収入済額2,830万9,976円のうち、本課所管分は、382万5,400円で、デマンドタクシーとコミュニティバスの利用料でございます。

同じく、下段をお願いします。

21款5項1目7節土木費雑入、収入済額629万1,917円のうち、本課所管分は、スポーツ振興くじ助成金480万円でございます。

112ページ下段から115ページ上段をお願いします。

22款1項7目6節公園整備事業債、これは、五色浜公園複合遊具更新工事が対象でございます。

同じく、7節都市再生整備事業債、これは、図書館・文化ホール前広場整備工事や郡中中心拠点地区まちづくり等支援業務などが対象でございます。

以上で歳入の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○川口和代委員長：以上で説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

森川建司委員

○森川建司委員：1点だけお願いします。

77ページ、14款1項6目6節住宅管理費使用料ということで、これは毎年指摘をされとるんですけども、収入未済額が結構高額になっています。住宅使用料は、現年度分は改善の方向にありますけれども、過年度分が進んでいないということで、住宅としてトータルすると0.5ポイント悪化しとんです。これは決算審査意見書でも指摘されとる通りです。実際の現状ですか、いわゆる家賃を集める分と6年度分とその前の積み残しの分です。これの回収をどのようにやってこういう現状なのかで、今後どういうふうに変更されようとしているのかについて。

○川口和代委員長：井上都市整備課課長補佐

○井上秀司都市整備課課長補佐：まず、現状といたしまして、納付義務者には、納付義務意識が希薄である方の割合が多くて、電話・文書による催告に対して無反応の者も存在しております。

滞納者に対しては、市営住宅の家賃が民間のそれと比べ極めて安価であることを踏ま

え、現年度分の家賃を納付することと併せて、滞納分の家賃を納付するよう指導した上で、具体的な誓約書を書面で交わすなど、取組を行っているところでございます。

そして、今後の対応といたしましては、滞納者に対しては、納付義務意識を持ってもらうための指導を引き続き実施し、初期の滞納については、電話により状況を確認するなど、高額滞納者とならないための接触を積極的に行い、分納が不履行となった滞納者には、適宜納付指導を行います。

また、納期内納付者との公平性を保つため、あるいは住居困窮者が存在することを踏まえ、悪質な滞納者については、明渡し請求による住宅の返還等の措置を視野に入れた対応により、滞納者の納付意識の向上を促し、納付計画を含む誓約書を提出させ、滞納家賃の納付を要求するように今後も努めてまいりたいと思っております。

○川口和代委員長：森川建司委員

○森川建司委員：今の対応を聞いたんですけども、どうしても書面が主体となっているような気がするんですよ、対面じゃなくて。やはりこういう問題は、私は対面も大事じゃと思ってるんですけども、その辺についての御見解をお願いします。

○川口和代委員長：井上都市整備課課長補佐

○井上秀司都市整備課課長補佐：高額滞納者等については、特に訪問による説得、説明を実施しておるところでございます。

○川口和代委員長：森川建司委員

○森川建司委員：私も別に現場を知ってるわけじゃないんですけども、市営住宅を市が本来やってたけれども、数年前に変えましたよね、住宅の管理を、委託しているというか何か。変えなかったですか。変えてない、変えなかった。じゃあ、了解です。

○川口和代委員長：ほかありませんか。

正岡満委員

○正岡 満委員：3点お願いします。

決算審査の232、233、34、35、36、37ページの部分で、まず最初に、233の8款5項2目14節工事請負費、その中で、成果調書54ページに載っているんですが、公園管理費の中で谷上山公園清掃管理業務等で969万1,000円上がってますが、これってどういった工事をされたのか。あそこは、たしか遊具を修理する工事で使うので、その部分くらいの予算が上がったと思うんですけど、そのあたりを御説明いただきたいのと、次に、235ページの8款5項4目14節工事請負費、図書館・文化ホール前の広場整備工事、総事業費は最終的に幾らぐらいだったのか、教えてもらいたい。

それと、最後なんですけど、237ページの8款7項1目の18節、ブロック塀等撤去改修補助金等という部分です。この部分で不用額が91万円余り出てますが、恐らくブロック塀のこの分の補助額だと思うんですけど、ブロック塀を取り除く場合に、市道として4メートル以内の場所でのブロック塀の撤去もこれはオーケーなんですか、その点3点よろしくをお願いします。

○川口和代委員長：小寺都市整備課長

○小寺卓也都市整備課長：1点目の公園の谷上山公園清掃等管理業務の969万1,000円の内容でございますが、この中には、委託の中で五色浜プールの清掃であったり、市の業務、そのうち監視が261万3,000円ほどで、プール清掃が129万9,100円等かなりの委託

が、このほか伐採等の業務で、各都市公園の管理業務がありまして、それをトータルして、実際に谷上山公園の清掃だけであれば244万7,500円ということで、各公園の管理業務をトータルして969万1,000円になっております。

2点目の図書館・文化ホール前でございますが、用地代も含めまして総事業費は約2億3,500万円の費用となっております。この費用ではございますが、国の補助金と合併特例債の起債等を含めまして、市の持ち出しは約2,500万円程度、1割に抑えております。

以上、1点目、2点目でございます。

○川口和代委員長：井上都市整備課課長補佐

○井上秀司都市整備課課長補佐：3点目の御質問にお答えいたします。

ブロック塀の保守に対する改修については、対象のブロック塀はホームページ上で記載されているんですが、対象といたしましては、伊予市耐震改修促進計画に位置づけられたブロック塀等の安全確保を推進する災害時の重要な避難路に面した物がまず条件になっておりまして、補強コンクリートブロック造、そして市の基準により危険であると判定された物ということで、前面道路の要件等は細かく記載はされてませんので、基本的には道路に接しているというのが条件になってきます。

○正岡 満委員：ありがとうございます。

1点目だけちょっと再質問させてもらいたいんですけど、谷上山公園の分で、たしか遊具の補修っていうのが入っていたと思うんです。それは、今回はこの事業費の200万円余りの分には入ってないということですか。

○川口和代委員長：小寺都市整備課長

○小寺卓也都市整備課長：成果調書に書いてあるのが、これが委託業務になりますので、この中で言うと、いわゆる修繕になりますと、ちょっと成果調書には記載はないのですが、修繕業務として、様々な修繕をしているんですけど、全体的に約529万円ほどの修繕を実施はしております。

○川口和代委員長：正岡満委員

○正岡 満委員：要は、修理はやってるということですか、最終的には。

いや、私この間見に行ったんですけど、やってるようになかったんやけど、それで思っただけなんやけど。どこを修繕したのかなと思って。修繕した実績があるんだったら、やりましたと言うんだったらオーケーなんですけど、ちょっと私も前の状態がどうだったか、はっきり覚えてないのであれやったんやけども、もしあれやったら、また後でも構いません、別に。また、私も見に行きますので、どういったところを修繕されているのか分からないんで。

○川口和代委員長：大塚都市整備課課長補佐

○大塚直人都市整備課課長補佐：谷上山で修繕を行っているのは、谷上山の公園の揚水ポンプの修繕とか、ポンプヒーターの取替えとか、細かい部品などの補修工事をしておったり、あと谷上山の広場の公園の便所の修繕とか、そういう細々な修繕をいたしております。

○正岡 満委員：分かりました。

要は、そういったところは直しているなと思ったんです。ただ遊具については直してないなと思ってちょっと言いました。

○川口和代委員長：暫時休憩します。

午後1時39分 休憩

午後1時39分 再開

○川口和代委員長:再開いたします。

大塚都市整備課課長補佐

○大塚直人都市整備課課長補佐:谷上山の遊具につきましては、今年度予算で実施しておりますが、入札が終わりまして、現在本田総合建設のほうで、丁張りとかかけて、今掘削のほうをしておるところでございます。

○正岡 満委員:分かりました。申し訳ないです。

○川口和代委員長:ほかございませんか。

日野猛仁委員

○日野猛仁委員:1点だけお願いします。

55ページ、6ページにあります成果調書のちょうど真ん中なのですが、住宅管理費の6件空き家の補助金が出ているんですが、予算も可決はしたんですけど、ちょっと私も忘れたんですが、13件で総額は分かるんですけど、それぞれ違う金額が補助をされたのか、それとも1件に対して何割というような補助だったのかというのを教えていただきたいのと、今回は13件だったんですが、まだそういった箇所というものはあるもんなんですか、2点お願いいたします。

○川口和代委員長:井上都市整備課課長補佐

○井上秀司都市整備課課長補佐:まず、空き家の除却の補助については、6年度もまず費用に対して80万円の上限になっております。そして、5分の4に対して上限が80万円になりますので、仮に100万円の事業費に対して80万円の補助がつくという流れになります。ですので、安く済んだところだとですけど、実際は事業費に応じての補助金になるので、額が少ない場合とかは、昨年度の実績で言いますと、大体は80万円が上限に達しているんですけど、一番安いところで1件だけ60万円台の補助金が、要は事業費自体が安くついたということで、5分の4の60万円に該当した事例がありますので、大体は80万円は要ってますので、その13件という流れになっております。

今後増えていっているかということなんですけど、申請がありましての対応になるんですが、7月末までの申込期間の中で申請を受け付けておるんですが、やはり年度によっては件数が、大体予算の関係で13件、補助金の額に対しての件数になりますので、その補助金いっぱいいっぱい使うぐらいの件数は、毎年申請が上がっております。6年度で言うと13件分補助金が出たという形で、今後で言うと増えているのかということになりますと、補助金の要望に合わせて、件数を増やしてはいつているんですけど、どうしても国、他市町との調整の関係で補助金の補助の件数もちょうと限られてきますが、年々増やすようには申請はしておるところでございます。

○川口和代委員長:日野猛仁委員

○日野猛仁委員:家の持ち主の方が、危ないから直そうかという形で申請をしてもらう分が一番いいんですが、やっぱり中には、端から見ても、もう危ないのに、実際はそういったとこが進んでないというふうな、苦情というたら失礼なんですけど、そういった問合せがあるのをどのくらい把握されているのかというのを分かるのでしたら教えてください。

○川口和代委員長:井上都市整備課課長補佐

○井上秀司都市整備課課長補佐:空き家の相談自体は、年間100件以上あるんですけど、その中で除却が必要な物、倒れかかっていたりしているものについては、申請じゃなく、こちらの市側のほうから、やはり補助金があるので壊しませんかというアドバイスはした上で、本人さんと協議し合っ、自己負担の分もありますので、それで可能な分だけ補助金の範囲内で対応させていただいているというところになります。

○川口和代委員長:日野猛仁委員

○日野猛仁委員:最後なんですけど、やはりいろんな地域でやっぱしもう空き家になっって、当然空き家ですから、そこに住まれてないと。当然伊予市内におられたらいいんですけど、市外におっ、なかなか近所の方も、伊予市には住んでないけど松山のほうにおるんよと。ただもう危ないけんどうにかしてやというような形の件数はかなりあるのかなというふうに思われるんですけど、そういったところも、そこを実際に管理をされているところを探してもらって対応なんかもしてもらえるもんなんじゃないかな。

○川口和代委員長:小寺都市整備課長

○小寺卓也都市整備課長:苦情関係において、もう空き家の苦情がほぼ毎日あるかという現状で、それが今非常に苦慮しているところがございまして、それに対してまず現地を見に行っ、雑草が繁茂しているとか、いろんな状況があるんですけど、それに対して相続をまず調べまっ、相続の権利のある方に文書を送付しております。自分の家がそれに関係しているのかという方もおられますし、それで相続放棄したいという方がもう大半でございまして、やはり数名の方が気にされて、それで対応していただき、全体的に解体の費用を検討するという形もございまして。今後においても、やはりどこまでできるか、その苦情対応がというのがあるんですけど、新川でも20年ほど案件があった物件に対しては、特定空家という形のそういう指定をして、最終的には、何回か地権者に井上補佐とか担当者が行っ、解体にまで至ったという案件もあります。私も県外まで行っ、非常にとどこまでできるかというのはあるんですけど、やれる範囲で頑張っ、対応していきたいと考えております。

○川口和代委員長:ほかありませんでしょうか。

すみません、私からちょっと3点ほど。

成果調書の56ページの上から2段目ぐらいのところですが、五色姫海浜公園のサメ防護ネット設置業務で156万2,000円ってあるんですけど、シーサイド公園は700万円近くかけてサメネットをしているんですけど、五色姫海浜公園もシーサイドも海水浴場ではないよっ、市の職員さんから言われたんですけど、でもどっちも同じ瀬戸内海に面して、この金額の違いで、もし五色浜で何かあったときには大丈夫ですかっ、何かこの金額がこんなに違っ、サメの防護にそんなに違いがあるのかっ、金額がちょっと気になります。

2点目です。2点目は、その下の段に、旧広島銀行建物状況調査業務ってあります。灘町の方たちにとっ、この建物が何か有効利用できないかっ、というのがすごく気になるところなんですけど、調査をした結果、300万円近く使っ、調査をどう生かしていくのかっ、というのが2点目です。

3点目は、その下の図書館・文化ホール前広場整備工事で、これで合計で2億円幾がしか使っ、という広場ですが、先日消防団のイベントがあったときに、ここに初めてキッチンカー

とかいろいろなものが入ってイベントをしているのを初めて見たんですが、ここの有効利用についてはどういうふうにお考えなのかっていうのを、3点よろしくお願いします。

三谷産業建設部長

○三谷陽紀産業建設部長：御質問1点目についてお答えいたします。

ふたみのサメネットの設置と五色姫海浜公園のサメネットの設置、機能的には同じような形であるんですけども、五色姫海浜公園の部分には、下に重しっていうか、アンカーをそのままずっと設置したままでおりますので、実際にネットを持って行って潜水士さんが潜って、下の重しにシャックルでつけて閉じてネットをかけていくということになっております。対しまして双海の部分は、その下のアンカーを1回ごとに設置・撤去というような形で、大きな船っていうか、運搬船で持ってきてやるっていうようなことで、その船の曳航費であるとか、そういう金額がかなり要っておるといようなことでございます。これは、設置当時から漁協とのお話合いであったりとか、潮の流れで砂の中に埋まってしまうとか、何らかの理由があったのではないかなと思うんですけども、そのあたりの面において金額の差が出ておるといのが現状であります。

サメネットにつきましては、県内20数年前、30年ぐらい前ですか、重信川の河口で潜水士さんが亡くなられたっていうのが始まりでサメネットっておるんですけども、県内海水浴場で全てがしておるのかって言ったら、そこまではしてないのが現状なんですけれども、最終的にサメネットがあれば、下のネットの部分はあれなんですけれども、上にあれば、今水上バイクとか、そういうものが中のほうに入ってこないとか、泳いでいた方が沖に流されないという面では、有効なのかなって思っておるんですけども、設置費用については、なお一番安い方向性というのは考えていきたいと思っておるんですけども、これも漁協との協議がありますので、そのようなことで進めておるのが現状でございます。

○川口和代委員長：小寺都市整備課長

○小寺卓也都市整備課長：2点目と3点目について回答いたします。

まず、旧広島銀行の建物の状況調査でございますが、まずそのまま実際に利用できるのかというのがございまして、まず耐震があるのかどうかという調査を入念にしております。結果としては、耐震が一部ないという形がございまして、まずは利用するには、耐震工事が必要であるという結果が出ております。

それで、これを耐震して、どういうふうにご利用していくかというのがございまして、どういう形で利用するのかというのを今後検討していきながら、費用面がどれぐらい必要かと、ほんで民間主導で実施していくかとか、そういうちょっと検討をしていきたいという形で進めております。

次の図書館・文化ホール前の広場の有効利用につきましては、これは指定管理者のほうでいろいろ申込みが幾つかあっているという話をちょっと社会教育課から聞くんですが、いろんなイベントができるように電源とか、そういう配線の関係とかは整備しておりますので、できればせっかくの広場なので、イベント等で年に数回そういうにぎわいをもたらすような広場になればということで、窓口は社会教育課なんですけど、設計した都市整備課としては、そういう考えでおります。

○川口和代委員長：再質問というか、お願いですが、五色姫海浜公園のサメネットが150万円ほどでシーサイドが700万円はあまりにもちょっと金額が高過ぎるのかなと思うので、五色

姫海浜公園のような下にずっと埋もらせていて、時期になったら潜水夫さんとか、漁師さんが引っかけに行っているというのが、シーサイドのほうもできないかっていうのをちょっと調べていただきたいなという、それは要望です。

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川口和代委員長：質疑もないですので、次に参ります。

認定第8号令和6年度伊予市都市総合文化施設運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。

井上都市整備課長補佐

○井上秀司都市整備課課長補佐：伊予市都市総合文化施設運営事業費特別会計について御説明申し上げます。

歳出について、決算書382、383ページをお願いします。併せて、成果調書73、74ページをお願いします。

1款1項1目業務費、執行率89.4%でございます。ここでは、ウェルピア伊予の運営に係る経費を支出しております。

同じく、下段、2款1項1目、24節積立金、執行率89.6%でございます。ここでは、都市総合文化施設整備基金積立金として支出しております。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

決算書378、379ページをお願いします。

1款1項1目、1節施設使用料、これは、敷地などの使用料でございます。

2款1項1目、1節一般会計繰入金、同じく、2項1目、1節都市総合文化施設整備基金繰入金。これは、ウェルピア伊予の運営に係る繰入金でございます。

以上で歳入の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○川口和代委員長：説明が終わりました。

これより質疑を受けます。

森川建司委員

○森川建司委員：1点だけお願いします。

成果調書74ページ、昨年ウェルピアの方向性について二転三転して、皆さんもう市民も含めて知ってるんですけども、調査結果を公表してますかどうかという話です。調査をしたけども、そのまま何も公表してないっちゃうのは問題があるんで、なぜ調査結果を公表しないのかっというのと、それから事業効果の概要です。一番下のところですよ。その表現で、調査を実施し、実現性の高い利活用方策を調査検討したではないんじゃないかなど。調査検討して、引き続きという話が入るのではないかと私は思うんですけども、その辺の見解をお願いします。

○川口和代委員長：小寺都市整備課長

○小寺卓也都市整備課長：利活用方策調査業務の公表は、まだ公表しておりません。

この内容といたしまして、概算工事費を更新するための費用を算出したり、サウンディング調査を実施しております。今年度実際に概算ではなくて、正確などれぐらいの費用が要るかという劣化度調査を実施しました。おおむね結果は出てきているんですが、概算ではな

く、ある程度調査した結果のほうが正確であるということも踏まえまして、今年度のアンケート調査もまだこれからでございますので、できればトータル的な形で公表していきたいという考えがございます。それで、より正確な情報を市民の皆様にお知らせしたいという考えがございますので、よろしくお願いいたします。

○川口和代委員長：森川建司委員

○森川建司委員：市のやり方はそうかもしれませんが、やはり市民からしたら、調査をやったんだから、それをオープンにしろよと。そして、オープンにして、さらにこれが不十分だったら、今年こういう調査をしますよという話。そして、これを踏まえてアンケートに入りますよって、その結果がなけりゃ、どんなアンケートをするのか、そのアンケートの発信についてもやはり市民もいろいろ意見があるわけです。だから、その辺のところは何というんですか、オープンにされてないところに不信感があるんじゃないかと思います。

○川口和代委員長：小寺都市整備課長

○小寺卓也都市整備課長：おっしゃられるとおり、その都度やはり公表をすべきではございますが、最初の利活用の方策業務における概算費用というのが、やはりそれを全部更新したら幾らになると、取りあえず100億円という数字が先行しておりまして、実際にやりますとまだ少ない数字では上がってきておるとい形になったと。それでこころ数字が変わるのがどういうことだという話がやはり内部としてもありますんで、より正確な情報を伝えたい。確かにその都度報告するのが、森川委員おっしゃられるとおりであるんですが、正確な数字を公表していきたいという形がございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○川口和代委員長：森川建司委員

○森川建司委員：再々質問じゃなくて要望になるかもしれませんが、やはり市を巻き込んだ大きなことなので、市民の関心というのか知恵というのか、いっぱいあると思うんです。それを何か担当者だけで、玄人の中で考えて考えてアンケートまで作ってやりました、こうなりましたというやり方は、もう古いんじゃないかと思うんです。

以上です。回答は結構です。

○川口和代委員長：ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川口和代委員長：質疑もないようですので、以上で都市整備課の審議を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後2時03分 休憩

午後2時05分 再開

○上下水道課(午後2時05分～午後3時16分)

説明員：三谷陽紀産業建設部長 長岡崇上下水道課長 堀内英幸上下水道課課長補佐  
高井保雅上下水道課課長補佐 岡市眞矢上下水道課課長補佐

傍聴議員：なし

傍聴人：なし

欠席議員：なし

○川口和代委員長:再開いたします。

これより、上下水道課の所管に係る決算審査を行います。

まず、認定第1号令和6年度伊予市一般会計歳入決算の認定について説明を求めます。

岡市上下水道課長補佐

○岡市眞矢上下水道課課長補佐:それでは、伊予市一般会計歳入歳出の決算、上下水道課分について説明いたします。

歳出です。歳入歳出決算事項別明細書の190ページをお願いします。併せて、主要な施策の成果調書の31ページ中段をご覧ください。

4款1項9目浄化槽設置整備事業費、不用額301万3,777円、執行率86.45%でございます。

18節負担金、補助及び交付金は、循環型社会形成推進交付金事業で実施している浄化槽設置整備事業で、浄化槽27基に対する補助金、執行率88.03%でございます。

27節繰出金は、浄化槽整備特別会計予算の不足額に対する繰出金でございます。

194ページをお願いします。

4款3項1目簡易水道費は、水道事業会計の簡易水道事業に対する補助及び出資金で、18節負担金、補助及び交付金は、収益的収支予算の不足額に対する補助金。23節投資及び出資金は、資本的収支予算の不足額に対する出資金でございます。

2目飲用井戸整備事業費、執行率42.90%は、市の水道事業で供給している給水区域外における飲用井戸施設の整備に要する経費に対し、補助金を交付する事業で、双海地域の日尾野下組集落水道組合へ補助金を交付したものです。不用額は、その他の申請がなかったことで生じております。

3目飲料水供給施設費、11節役務費、執行率65.00%は、双海地域の本村東及び富貴浜の飲料水供給施設の水质検査費用。27節繰出金は、飲料水供給施設特別会計予算の不足額に対する繰出金です。

4目上水道整備費は、水道事業会計の上水道事業に対する補助及び出資金で、18節負担金、補助及び交付金は、上灘地区簡易水道統合整備に伴う企業債利子償還に対する補助金です。23節投資及び出資金は、基幹管路耐震化事業及び重要給水施設配水管耐震化事業並びに、197ページ、上灘地区簡易水道統合整備に伴う企業債元金償還に対する出資金でございます。

204ページをお願いします。

6款1項10目農業集落排水事業費は、下水道事業会計の農業集落排水事業に対する補助及び出資金で、18節負担金、補助及び交付金は、施設の管理運営に要する経費の不足額に対する補助金。23節投資及び出資金は、資本的収支予算の不足額に対する出資金でございます。

234ページをお願いします。

8款6項1目公共下水道費は、下水道事業会計に対する補助及び出資金で、18節負担金、補助及び交付金は、雨水処理に要するポンプ場等の経費の負担金及び収益的収支予算の不足額に対する補助金。23節投資及び出資金は、資本的収支予算の不足額に対する出資金でございます。

以上、歳出の説明でございます。続きまして、歳入です。

86ページ上段にお戻りください。

15款2項3目、3節環境衛生費国庫補助金の循環型社会形成推進交付金は、浄化槽設置整備事業で設置した浄化槽、27基に対する国庫補助金でございます。

続きまして、94ページ上段です。

16款2項3目、2節環境衛生費県補助金のうち、浄化槽設置整備事業費補助金は、浄化槽設置整備事業で設置した転換分の浄化槽、7基に対する県補助金でございます。

以上で一般会計の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○川口和代委員長：以上で説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

森川建司委員

○森川建司委員：1件だけお願いします。

195ページ、4款3項2目18節負担金、補助及び交付金、先ほど説明で、双海の日尾野下組への補助金ということで、不用額はその他要求がなかったっていう話だったんですけども、今までは下組以外に補助金として交付する組織があったのか、いやもうなくなったのかという、ちょっとそこのところを教えていただきたいと思います。

○川口和代委員長：堀内上下水道課課長補佐

○堀内英幸上下水道課課長補佐：例年2件程度の申込みがあるんですけども、6年度に関しましては、日尾野下組の集落水道組合のみであったことから、この金額になっております。

また、再度飲用井戸整備事業の補助金につきましては、周知はする予定ではあるんですけども、約2件程度の協議があって、進んでいくんじゃないだろうかというふうに想定しております。

○川口和代委員長：森川建司委員

○森川建司委員：じゃあ、まだ次の年度になったら、来年度はまた復活する可能性があるということ、まだ組織としてはあるということでの認識でいいんですか。

○堀内英幸上下水道課課長補佐：おっしゃるとおりです。

○川口和代委員長：ほかございませんか。

長岡上下水道課長

○長岡 崇上下水道課長：ただいまの堀内補佐の答弁に補足をいたしておきます。

飲用井戸の整備事業費の補助金につきましては、決まった団体に対する補助ではございません。説明にもありましたけど、市の水道事業で供給している区域以外の、要は地元で設置整備を行っている水道施設に対して、そこが老朽化したとか、あるいは災害で破損したといった場合に申請を受け付けて、上限100万円までの補助金を使っていただいて、それをもって改修等行っていただくという事業でございますので、要望等がない場合は、もしかしたら来年度もなければそのままということにもなりましょうし、そういう多少流動的となっております。

条件の中には、5戸以上で使っている共同施設というものもございます。

○森川建司委員：結構です。

○川口和代委員長：北橋豊作委員

○北橋豊作委員：1点だけお願いします。

204ページ、5ページなんですけれども、10目農業集落排水事業なんですけれども、18節と23節それぞれ補助金及び交付金、また投資及び出資金というふうなことでありますけれども、農業集落排水については、唐川地区と中山地区、犬寄を含めてあるんじゃないかと思うんですけれども、毎年一般会計から繰入れせなんだら運営ができないというような状況になっておるんですが、今回不用額は0ですけれども、途中で減額補正を若干ですがしておるから、こういう形になったのかなと思いはするんですけれども、いずれにしてもその地域が高齢化して、なかなか接続率も上がらんということで、一番は接続率をいかに上げるかなんですけれども、それをせなんだら、毎年このような形になると思うんですけど、そこ辺の状況についてちょっとお伺いしたいと思います。接続率が上がるのか、恐らくなかなか厳しいんじゃないかと思うんですけども、その状況についてお願いします。

○川口和代委員長：高井上下水道課課長補佐

○高井保雅上下水道課課長補佐：接続率につきましては、農業集落排水自体の件数がそれほど多い件数ではございません。それで、確かに接続してない箇所も何件かございます。それで、その人が全て接続したから改善されるのかというと、それもちょうと難しいんですけど、それで、今言われよった大平・唐川地区につきましては、処理場が結構お金がかかるので、将来的に公共下水道のほうに接続を含めて今検討はしていこうとしている状況でございます。

○川口和代委員長：北橋豊作委員

○北橋豊作委員：中山地区は。

○高井保雅上下水道課課長補佐：中山地区につきましては、中山特環があるんですけど、ちょっとそこまで持っていくのが、マンホールポンプで圧送管になるんですけど、そこまで持っていく道路というのが、国道56号しかございません。それで、どうしても国道は国土交通省の所管になってるので、車道に占用物を占用で入れるということができないので、一応中山については、今の状況と、あと処理場が改修時期、まだ何年か先なんですけど、将来的には合併浄化槽戸別処理も含めて検討をしていかなければいけないのではないかと考えています。

○川口和代委員長：ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川口和代委員長：質疑もないようですので、次に参ります。

認定第4号令和6年度伊予市飲料水供給施設特別会計、歳入歳出決算の認定について説明を求めます。

岡市眞矢一課長補佐

○岡市眞矢上下水道課課長補佐：それでは、伊予市飲料水供給施設特別会計歳入歳出の決算について説明いたします。

歳入歳出決算事項別明細書の348ページをお願いします。併せて、主要な施策の成果調書の71ページ中段をご覧ください。

歳出です。主なものについて申し上げます。

1款1項2目維持管理費、不用額101万1,664円、執行率66.61%でございます。これは、中山地域の高岡地区・柚之木地区・添賀地区・平村地区の4か所の飲料水供給施設の運転管理に要した経費です。不用額は主に、10節需用費の修繕料で生じており、ポンプ等緊急

修繕の見込額が抑えられたことが要因です。

351ページ最下段をお願いします。

歳出合計350万2,024円、執行率75.57%でございます。

続きまして、歳入です。344ページにお戻りください。

2款1項1目飲料水供給施設使用料は、4施設(72戸)の水道料金で、1節現年度分、徴収率100%、2節滞納繰越分、収入未済額6,000円、徴収率0%です。

347ページ最下段をお願いします。

歳入合計350万2,024円、収納率99.83%でございます。

以上で、飲料水供給施設特別会計の説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○川口和代委員長：以上で説明が終わりました。

これより質疑を受けます。

森川建司委員

○森川建司委員：1点お願いします。

345ページ、2款1項1目1節、2節、現年度分は100%の徴収ということで、滞納繰越分6,000円、これは徴収できないということなんですが、これは多分1人なのか分かりませんが、この事情について分かれば教えてください。

○川口和代委員長：岡市上下水道課課長補佐

○岡市眞矢上下水道課課長補佐：こちらの滞納分6,000円につきましては、平成14年度12月から3月分の四月分の基本使用料1,500円の4か月分の6,000円になっております。この分については、お一人になるんですが、もう既にお亡くなりになっていて、相続人の方の追跡ができておらず、どうしても滞納という形になっております。

○川口和代委員長：森川建司委員

○森川建司委員：平成14年って、もう20年以上前です。これをいつまでもここに残しておく自体がおかしいと思うんです。市のほうでいろんな処理の仕方があるんじゃないかと思えます。

○川口和代委員長：岡市上下水道課課長補佐

○岡市眞矢上下水道課課長補佐：こちらの金額なんですが、水道料金ということで、不納欠損ということも可能ではあるんですが、水道会計が相続人の調査権限がないので、その調査権限をどのようにして相続人を調べられるかを今研究中ではあります。

○川口和代委員長：森川建司委員

○森川建司委員：時間と人件費の無駄だと思うんです。やはりその辺ちょっと市のどこなのか知りませんが、ちょっとそうしてください。

○川口和代委員長：ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川口和代委員長：質疑もないようですので、次に参ります。

認定第5号、令和6年度 伊予市浄化槽整備特別会計、歳入歳出決算の認定について説明を求めます。

高井補佐

○高井保雅上下水道課課長補佐：それでは、伊予市浄化槽整備特別会計歳入歳出の決算

について説明いたします。

歳入歳出決算事項別明細書の356ページをお願いします。併せて、主要な施策の成果調書の71ページ下段をご覧ください。

歳出です。主なものについて申し上げます。

1款1項1目施設管理費、不用額151万3,680円、執行率85.62%でございます。これは、循環型社会形成推進交付金を活用した浄化槽市町村整備推進事業で設置した中山地域・双海地域の浄化槽の維持管理に要した経費でございます。不用額は主に、10節需用費の修繕料、11節役務費の手数料、12節委託料で生じており、修繕料は、ブロー取替等の修繕に要した経費で、修理基数が見込みより少なかったため。手数料は、浄化槽の汚泥汲取り・清掃及び11条検査に要した経費、委託料は、浄化槽の2か月毎の点検など管理業務費で、22基を個人譲与したことから実施基数が減少したためです。

359ページ最下段をお願いします。

歳出合計1,426万5,819円、執行率88.42%でございます。

続きまして、歳入です。354ページにお戻りください。

1款1項1目、1節浄化槽使用料、収入未済額4万9,080円、徴収率97.98%、2節滞納繰越分、収入未済額31万1,690円、徴収率2.58%です。現年分、滞納繰越分を合わせた収入未済額36万770円、不能欠損額2万1,050円でございます。

歳入合計1,426万5,819円、収納率97.39%でございます。

以上で、浄化槽整備特別会計の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いします。

○川口和代委員長：以上で説明が終わりました。

これより質疑を受けます。

森川建司委員

○森川建司委員：1点お願いします。

さっきと一緒になんですけど、365ページ、1款1項1目の浄化槽使用料等滞納分なんですけど、収入未済額が36万770円で、前年度より1万9,220円5.6%増加しています。これの理由とこれをどう解消するかについてお願いします。

○川口和代委員長：高井上下水道課課長補佐

○高井保雅上下水道課課長補佐：一応未済額が1人増えまして、4名の滞納者がいまして、それで今年度1人については、全額納めていただいております。それで、後の分については、個別に今年度も訪問して納めてもらうようにお願いをしている状況でございます。

○森川建司委員：いいです。

○川口和代委員長：ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川口和代委員長：質疑もないようですので、次に参ります。

認定第9号令和6年度伊予市水道事業会計決算の認定について説明を求めます。

堀内課長補佐

○堀内英幸上下水道課課長補佐：それでは、伊予市水道事業の決算について説明いたします。ページの順を追って御説明いたしますが、内容によっては重複することがありますので御了承願います。

決算書1ページをお願いします。

令和6年度伊予市水道事業決算報告書ですが、予算とその実績である決算を対比しており、税込みの経理となっております。

収益的収入及び支出、収入、第1款上水道事業収益、決算額7億5,748万5,931円、前年度比1.1%の増でございます。主な内訳として、第1項営業収益6億4,633万5,610円、前年度比6.3%の増は、昨年度実施した水道料金減額事業を令和6年度は実施していないことが主な要因です。第2項営業外収益1億667万6,621円、前年度比21.7%の減は、水道料金減額事業に伴う一般会計からの補てんがなかったことが主な要因です。

第2款簡易水道事業収益、決算額1億1,620万5,541円、前年度比0.1%の増でございます。主な内訳として、第1項営業収益3,739万5,770円、前年度比9.2%の増は、第1款1項と同様の要因です

収益的収入合計、決算額8億7,369万1,472円、前年度比1.0%の増でございます。

2ページをお願いします。

支出、第1款上水道事業費用、決算額6億6,341万8,862円、不用額4,310万4,138円で、執行率93.9%でございます。不用額は主に、第1項営業費用で生じており、水質検査委託料の入札差金や各施設の動力費の電気料金増額が試算より抑えられたこと、配水管等の漏水修理費が抑えられたこと等が要因でございます。

第2.簡易水道事業費用、決算額1億172万6,322円、不用額1,387万678円で、執行率88.0%でございます。不用額は主に、第1項営業費用で生じており、水質検査委託料の入札差金や施設の緊急修繕費が抑えられたこと、等が要因でございます。

収益的支出合計、決算額7億6,514万5,184円、執行率93.1%です。主な支出について、収益費用明細書で後ほど説明いたします。

3ページをお願いします。

資本的収入及び支出、収入、第1款上水道事業資本的収入、決算額3億6,702万7,033円、予算額より24万9,033円の増となっております。

第2款簡易水道事業資本的収入、決算額1,454万8,000円、予算額より12万4,000円の増です。

資本的収入合計、決算額3億8,157万5,033円、予算額より37万3,033円の増でございます。

4ページをお願いします。

支出、第1款上水道事業資本的支出、決算額7億6,479万411円で、翌年度繰越額24万円、不用額686万7,589円で、執行率は繰越額を含め99.1%です。不用額は主に、第1項建設改良費で生じており、工事発注時に生じた入札差金や特設配水管布設工事の申請が無かったことなどが要因です。

第2款簡易水道事業資本的支出、決算額4,028万1,257円で、翌年度繰越額469万3,060円、不用額136万8,683円で、執行率は繰越額を含め97.0%です。不用額は主に、第1項建設改良費で生じており、工事請負費の入札差金が要因です。

資本的支出合計、決算額8億507万1,668円で、翌年度繰越額493万3,060円、不用額823万6,272円、執行率は繰越額を含めると99.0%でございます。主な支出について、資本的収支明細書で後ほど説明いたします。

なお、下段に記載しておりますように、資本的収入額が資本的支出額に不足する額は、当

年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と減債積立金、過年度分損益勘定留保資金で補てんしております。

5ページ以降は全て税抜きで記載いたしております。

水道事業損益計算書は、企業の経営成績を明らかにするために、収益と費用を記載し、純損益と発生を表示した計算書です。22から25ページの事業収入及び事業費に関する事項と併せて御確認ください。

5ページ中段です。

営業収益及び営業費用より、営業損失5,216万1,274円でございます。

6ページです。

先の営業損失と営業外収益、営業外費用より、経常利益7,426万1,840円でございます。当年度純利益は、経常利益に附帯事業利益を加えた額から特別損失を差し引いた額7,673万3,255円です。当年度未処分利益剰余金は、当年度純利益、減債積立金の取崩しによる変動額及び前年度繰越利益剰余金と合わせ3億8,245万5,787円でございます。

7ページの水道事業剰余金計算書は、剰余金はその年度中にどのように変動したかの内容を表す計算書でございます。

下段、剰余金処分計算書(案)でございます。

当年度の未処分利益剰余金の処分につきましては、9月議会で御審議頂きましたとおり、1億円を減債積立金に積み立て、1億5,000万円を資本金に組み入れることと致しております。

34ページをお願いします。

収益費用明細書について、主なものを説明いたします。金額につきましては、消費税抜きの記載でございます。

収益的収入の主なものは、1款1項1目給水収益は、水道料金1万3,807戸分です。

2項2目他会計補助金は、上灘地区統合整備に伴う企業債償還利息など一般会計からの補助金です。

35ページです。

2款1項1目給水収益は、水道料金1,095戸分です。

2項1目他会計補助金は、予算時の収益的収支不足額に対する一般会計からの補助金です。

以上、収益的収入合計は、7億9,746万8,283円でございます。

36ページです。

収益的支出の主なものは、1款1項1目原水及び浄水費は、水源並びに浄水施設等の管理費用です。委託料は、水質検査業務など。修繕費は、各浄水場や水源地の機器修繕など19件。動力費は、浄水場、水源地等9か所の動力用電気料金を支出しております。

37ページ、2目配水及び給水費は、給配水施設の管理費用です。委託料は、漏水調査業務費など。修繕費は、給配水管漏水修理、検定満期水道メーター取替など。動力費は、配水ポンプ場17か所の動力用電気料金を支出しております。

38ページ、4目総係費は、水道料金の調定徴収等の事務的経費の計上です。委託料は、水道メーター検針業務費などを支出しております。

39ページです。

3項1目附帯事業費は、栽培資源研究所への用水供給事業関係の経費です。

40ページをお願いします。

2款1項1目原水及び浄水費では、委託料は、水質検査業務など。動力費は、各簡易水道の浄水場6か所の動力用電気料金を支出しております。

41ページ、2目配水及び給水費では、修繕費は、検定満期水道メーター取替など。動力費は、配水ポンプ場8箇所の動力用電気料金を支出しています。

4目総係費では、42ページ、委託料は、水道メーター検針業務委託料などを支出しております。

43ページです。

以上、収益的支出合計は、7億2,073万5,028円でございます。

続きまして44ページ、資本的収支明細書でございます。

収入、1款1項1目企業債は、基幹管路耐震化及び重要給水施設配水管耐震化事業の財源としての借入れ。3項1目国庫補助金は、水道施設耐震化事業に対する国庫補助金。4項1目一般会計出資金は、水道施設耐震化事業及び上灘地区統合整備に伴う起債元金償還に対する一般会計からの出資金でございます。

45ページ、2款2項1目一般会計出資金は、予算時の資本的収支不足額に対する一般会計からの出資金です。

以上、資本的収入合計額は、3億8,102万8,953円でございます。

支出、1款1項1目建設改良費では、委託料として宮下浄水場非常用電源等基本計画策定業務。工事請負費として、基幹管路耐震化を含む14件の管路布設替工事、4件の機器更新工事、継続費の中央監視設備更新工事など。

46ページです。

2款1項1目建設改良費は、4件の機器更新工事と1件の管路布設替工事のほか、JR関連工事は繰り越しています。

以上、資本的支出合計額は、7億6,277万1,380円でございます。

そのほか、8ページから33ページに貸借対照表、キャッシュ・フロー計算書、注記表、水道事業報告書、47ページ以降に固定資産明細書、企業債明細書を掲載しておりますので、御参照ください。

以上で、伊予市水道事業会計決算書の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○川口和代委員長：以上で説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

森川建司委員

○森川建司委員：2点お願いします。

今るる説明いただいたんですけども、令和6年度の監査委員が出している伊予市水道事業会計決算審査意見書、これお持ちですか。これを持っておられたら、これの13ページなんですけども、多分御指摘はいただいと思うんですけども、一つやはり簡易水道の徴収体制が非常によくはないという指摘があります。具体的に徴収率はちょっと私も把握できなかったんですけども、未収金が5.94%、金額にして33万5,860円増えてとんですね、未収金が。この辺の体制をどうするかについてお伺いしたいと思います。

それから、18ページの最後の5行目ぐらいに、今基幹管路耐震化事業をやってるんです

けども、南伊予地区も上野の辺でまた去年に引き続きやるみたいなんですけど、耐震化工事は、ここにあるように計画に基づいてやっとするんですけども、これは計画どおり順調にしているのかどうか、この2点だけお願いします。

○川口和代委員長：岡市上下水道課課長補佐

○岡市眞矢上下水道課課長補佐：1点目の簡易水道の徴収率の向上、未収金を今後どうするかについてお答えいたします。

今回未収金として上がっているのは、令和5年度以前に対する未収金額になります。令和6年度に対しましては、100%の徴収になっております。

過去の分につきましては、やはり年に2回はその方たちに納めていただくように催告を送っているんですけど、どうしても納めていただけない方等がありますし、もう既に水道を御利用じゃない方の未納が何件か見受けられるところがありますので、そういう方に対しては、転出後の住所地への催告を送ってはいらんですけど、反応がないというのが現状ではあります。現在、御利用中の方で過年度の未納がある方については、順次個別で対応して、納めていただけるようにお話しはしていますので、その方たちについては、滞納分は少しずつ減ってきている状況です。

○川口和代委員長：堀内上下水道課課長補佐

○堀内英幸上下水道課課長補佐：2点目の質問に私のほうから答弁いたします。

耐震化の状況でございますけれども、令和元年度から始めまして令和6年度末までで事業費としまして9億9,800万円強を使っておるわけですけれども、6年度から厚労省から国交省への所管替えがあったこと、また社会基盤整備事業費の補助金を活用するようにしているんですけども、これの配分率が非常に低いことから、令和12年度までで計画をしているんですけども、事業的には7年度以降、若干遅れぎみになることが予想されます。

また、8年度からの補助金配分につきましても、非常に厳しいという国、県からの通達もありますことから、今現在の12年度までが延びる可能性もありますのが現状でございます。

○川口和代委員長：森川建司委員

○森川建司委員：再質問というか、要望になるかもしれませんが、所管替えについては、私知らなかったんで、今初めて聞いたんですけど、それで配分率が下がっているということで若干遅れぎみということでもありますけれども、今回高市政権が誕生しまして、いわゆる地方を元気にすると、あるいは資本整備をきちっとやるということを言われておるので、期待できるかなど、これはもう感想で結構です。

あと未収金の話ですけれども、これもさっきも言いましたけども、やっぱりもちろん水道課あるいは市挙げて未収金を集める率を高めるために、ぜひとも知恵を絞ってもらいたいと思います。先ほどは、平成14年の人が20年間、たった6,000円をずっと引っ張っているっていうのも、ちょっと私も理解できないんですけど、今日のやつも令和5年以前の分もかなりそういう人もおるんじゃないかと思うんですけども、とにかく知恵を絞って、何かいつも決算審査で同じようなことばかり言われるのはしゃくに障りますので、以上です。

○川口和代委員長：長岡上下水道課長

○長岡 崇上下水道課長：未収金に関して、では私のほうから補足いたします。

令和6年度の未収金につきましては、上水道、簡易水道等含めまして2億1,896万2,735円ということで計上されておるものでございますけども、一般会計のように水道事業

につきましては、3月31日末でその時点での決算となりますので、6年度の使用料につきましても、未収金として計上しておりますのは1億40万630円、こちらにつきましては、9月末現在で残り148万7,590円まで減ってはきております。あと委員がおっしゃるとおり、過年度分がそれ以外にあるわけでございますけども、3月末現在でいきますと1,216万8,770円、9月末では1,194万160円でございます。ちょっとずつではありますけども、過年度分についても通知等により収入につながっているものと理解しております。

不納欠損関係につきまして、今までも幾つか御質問がございましたので、一つ補足ということとしておきますが、不納欠損につきましては、時効というものにつきまして限定して御説明を申し上げますと、公法上の債権、公債権下水道等につきましては、消滅時効の期間が成立した時点で、それが時効になると。水道等のように私法上の債権、私債権というものにつきましては、時効の援用があった場合に、その時点で消滅ということになりますので、それが無い限りは、基本的にはこちらのほうで不納欠損処理というものをを行うことがないということで、かなり下水道は5年間で未収として残るんですけども、水道はそれ以上、過去の分まで残っておるということになるものでございます。これについては、平成15年の最高裁のほうで、水道は私債権であるという判断が下されたことから、民法の規定を適用するということになっておるものでございます。

しかしながら、委員おっしゃるとおり、かなり長期的にも連絡をつけても、なかなか相手が死亡等により支払いが止まっているとか、相続人が見つからないというような状態である場合には、何らかの措置をする必要があるのではないかとこのように考えております。

○川口和代委員長:ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川口和代委員長:質疑もないようですので、次に参ります。

認定第10号令和6年度伊予市下水道事業会計決算の認定について説明を求めます。

高井上下水道課長補佐

○高井保雅上下水道課課長補佐:それでは、伊予市下水道事業の決算について説明いたします。ページの順を追って御説明いたしますが、内容によっては重複することがありますので御了承願います。

今回の決算書より、農業集落排水事業が地方公営企業法の適用を受け公営企業会計に移行し、従来下水道事業会計の中に統合されております。

決算書1ページをお願いします。

令和6年度伊予市下水道事業決算報告書ですが、予算とその実績である決算を対比しており、消費税税込みの経理となっております。

収益的収入及び支出。収入及び支出の増加は、農業集落排水の使用料及び経費の計上が主な要因となっております。

収入、第1款下水道事業収益、決算額10億1,140万3,223円、前年度比23.6%の増でございます。主な内訳として、主な内訳は、第1項営業収益3億9,820万785円、前年度比14.2%の増。第2項営業外収益6億1,320万2,438円、前年度比30.5%の増でございます。

支出、第1款下水道事業費用、決算額9億3,711万8,275円、不用額3,229万9,725円で、執行率は96.7%でございます。不用額は主に、第1項.営業費用で生じており、管渠委

託料や、処理場委託料、処理場修繕費等が抑えられたことが要因でございます。

主な支出について、収益費用明細書で後ほど説明いたします。

2ページをお願いします

資本的収入及び支出。収入、第1款.資本的収入、決算額5億8,887万3,940円、予算額より3,739万7,060円の減は、建設改良費の繰越しに伴い企業債、国庫補助金が減少したことが要因です。

支出、第1款資本的支出、決算額8億1,473万6,917円で、翌年度繰越額1,900万円、不用額2,664万5,083円で、執行率は繰越額を含め96.9%です。不用額は主に、第1項.建設改良費で生じており、管渠整備事業費の工事請負費の入札差金及び、処理場整備事業費の委託料の実施に伴う減額などによるものです。主な支出について、資本的収支明細書で後ほど説明いたします。

なお、下段に記載しておりますように、資本的収入額が資本的支出額に不足する額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、引継金、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金で補てんしております。

3ページ以降は全て税抜きで記載いたしております。

下水道事業損益計算書は、企業の経営成績を明らかにするために、収益と費用を記載し、純損益と発生を表示した計算書です。18、19ページの事業収入及び事業費に関する事項と併せて御確認ください。

3ページ中段です。

営業収益及び営業費用より、営業損失4億8,288万847円でございます。

営業損失、営業外収益、営業外費用より、経常利益5,994万989円でございます。

当年度純利益は、経常利益から特別損失を差し引いた額5,926万3,019円です。

当年度未処分利益剰余金は、前年度繰越利益剰余金と合わせ8,501万3,090円でございます。

4ページの下水道事業剰余金計算書は、剰余金はその年度中にどのように変動したかの内容を表す計算書でございます。

下段、剰余金処分計算書でございます。

当年度の未処分利益剰余金の処分につきましては、減債積立金に2,000万円、建設改良積立金に6,000万円の積み立てることといたしております。

24ページをお願いします。

収益費用明細書について、主なものを説明いたします。金額につきましては、消費税抜きの記載でございます。

収益的収入の主なものは、1款1項1目下水道使用料は7,704件分です。2目雨水処理負担金は公費負担分、一般会計からの繰入金でございます。

2項2目他会計補助金は、予算時の収益的収支不足額に対する一般会計からの補助金です。

以上、収益的収入は、9億8,426万2,830円でございます。

25ページをお願いします。

収益的支出の主なものは、1款1項1目管渠費では、委託料として下吾川地区江川水路等の管路清掃業務や内水ハザードマップ修正業務など7件。修繕費として国道378号マンホ

ール蓋修繕工事など8件を支出しております。

2目ポンプ場費では、委託料としてポンプ場管理業務費及び保守点検費などを支出しております。

3目処理場費では、委託料として処理場運転管理費及び汚泥処分費など、修繕費として大平地区農業集落排水処理施設ばっ気装置修繕など2件を支出しております。

4目総係費では、委託料として経営戦略改定業務など、手数料として水道事業への使用料賦課徴収事務手数料などを支出しております。

30ページをお願いします。

以上、収益的支出は9億1,592万1,670円でございます。

続きまして29ページ、資本的収支明細書でございます。

収入、1款1項1目建設改良費等の財源に充てるための企業債は、下水浄化センター設備改修事業や雨水ポンプ場改修事業などの財源としての借入れ。2項1目他会計出資金は、予算時の資本的収支不足額に対する一般会計からの出資金。3項1目国庫補助金は、下水浄化センター設備改修事業や雨水ポンプ場改修事業に対する補助金でございます。

以上、資本的収入は5億8,887万3,940円でございます。

30ページをお願いします。

支出、1款1項1目管渠整備事業費では、4件の污水管渠布設工事と13件の宅内枳設置等工事のほか、雨水マンホール整備関連工事など7件。

2目ポンプ場整備事業費では、雨水ポンプ場更新工事。

3目処理場整備事業費では、継続費の下水浄化センター設備改修事業のほか、下水浄化センターの機器取替工事。

5目固定資産購入費は、水質検査で利用する純粹製造装置の購入。

6目リース債務支払額では、浄化センターの脱水汚泥移送設備及びシーケンサ設備のリース債務を支出しております。

以上、資本的支出は7億8,626万3,812円でございます。

そのほか、5ページから23ページに貸借対照表、キャッシュ・フロー計算書、注記表、下水道事業報告書、31ページ以降に固定資産明細書、企業債明細書を掲載しておりますので、ご参照ください。

以上で、伊予市下水道事業会計決算書の説明を終わります。御審議の程、よろしく願いいたします。

○川口和代委員長：以上で説明が終わりました。

これより質疑を受けます。

森川建司委員

○森川建司委員：1点だけお願いします。

いろいろと説明を受けたんですけど、結局収益的収入で一般会計から雨水処理負担金で1億円上がっている。そして、営業外収益のところから一般会計から3億2,700万円、それから資本的収支でも一般会計から収入として2億5,600万円。トータルとして6億7,000万円ぐらいかな、ざっと計算をしているんだけど、一般会計から6億7,000万円ぐらいを入れてはじめてこれが成り立つわけですね。これは前も言うたかもしれませんが、これをなんとか少しでも改善できるように努力をして欲しいと思うんですが、いかがでしょうか。

○川口和代委員長:長岡上下水道課長

○長岡 崇上下水道課長:ただいまの森川委員の御質問にお答えいたします。

一般会計から下水道事業会計に入っております負担金、補助及び交付金こちらについては3億6,476万2,000円、今おっしゃるとおり雨水処理負担金と他会計補助金というふう  
に項目が分かれておるものでございます。基本的には、下水道事業につきましては、汚水と  
雨水で費用負担の原則が異なっておるものでございます。雨水処理につきましては、公費  
で負担するのが原則ということになっておりますので、一般会計からの補助をいただきなが  
ら事業を進めているというところでございます。

また、汚水処理費用の部分でも公共性の高い部分あるいは建設や維持管理費の一部、  
具体的というか、公共用水域の水質保全に貢献する高度処理の費用とか、伊予市も分流式  
ですけれども、分流式下水道の建設費の一部につきましては、公的な費用で一部を賄うこと  
ができるというような決まりがありますので、全額一般会計からの負担がなくて、下水道事  
業だけで収支が賄えるかという意図でありましたら、なかなかそこは難しいというか、どうし  
てももらうべきものというところが出てきますので、費用は発生いたします。ただ委員おっし  
ゃるとおり、ある程度下水道の使用料で下水道の処理費用については、賄うのが正しいの  
ではないかと公営企業としての原則、それになるべく近づいていけないのかというような御  
質問であったと思いますけれども、その方向については、確かに必要があるかと思えます。た  
だ、下水道の処理につきましては、水道と比較しましても下水道の整備につきましては、1件  
当たりに係る整備費も高いというような内容もあり、負担が大きいところでございます。

今仮に、現状使用料だけで汚水処理部分が賄うためには、幾らの収入が要るのかという  
ようなところを考えますと、ほぼ倍近くのものが必要になってきますので、やはり市民の  
負担というのが、かなり大きくなっていくということもありますので、今後の昨年度経営戦略  
も改定いたしましたので、今後の経営状況を見ながら、使用料の改定、水道・下水道共にで  
すけれども、そういうことも視野に入れながら、安定した経営を進めていきたいというふう  
に考えております。

○川口和代委員長:ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川口和代委員長:質疑もないようですので、以上で上下水道課の審議を終了いたしま  
す。

暫時休憩いたします。

午後3時16分 休憩

午後3時25分 再開

○地域創生課(午後3時25分～午後4時00分)

説明員:向井功征企画振興部長 松本宏地域創生課長 丸本竜土地域創生課課長補佐  
宮田勝秀地域創生課係長

傍聴議員:なし

傍聴人:なし

欠席議員:なし

○川口和代委員長:再開いたします。

これより、地域創生課の所管に係る決算審査を行います。

認定第1号令和6年度伊予市一般会計歳入歳出決算の認定について、説明を求めます。  
丸本課長補佐

○丸本竜二地域創生課課長補佐:それでは、地域創生課が所管する事業の令和6年度一般会計における決算につきまして説明させていただきます。

まず、歳出から説明申し上げます。

決算書は8、9ページにかけての上段、事項別明細書では120、121ページ124ないし127ページ、130ないし135ページ、140、141ページ、令和6年度主要な施策の成果調書については1ページないし6ページでございます。ほとんどが、他課と同じ科目での執行となっておりますので、地域創生課作成の資料にて説明いたします。それでは、お手元の決算審査資料1ページ、A3縦、令和6年度明細表地域創生課分をご覧ください。説明につきましては、特筆すべき事項に絞って行います。

2款1項2目行政管理費、まず、2款1項2目行政管理費です。

ここでは、市全体の統一したデザインを担うデザイナーとして雇用している会計年度任用職員に係る経費や、地域政策に関する県内の財団に対する負担金などに関する事務費でございます。本課分の予算額が475万円、支出済額は457万9,071円で、執行率は96.4%となっております。主なものとして、13節使用料及び賃借料では、デザイナーが使用するパソコンのリース代を、18節負担金補助及び交付金では、県内の地域政策や移住定住を推進する「えひめ地域活力創造センター」への負担金を支出しております。

次に、資料2ページをお願いします。

2款1項7目企画費です。

ここでは、関係人口の創出に関する経費、地域創生課に配属している地域おこし協力隊・集落支援員に関する経費、移住定住推進に関する経費、参画協働に関する経費、ふるさと納税に関する経費並びに地域活性化センター連携事業と地域力創造アドバイザー事業に関する経費の7つの事業について支出しております。本課分の予算額は2億1,692万3千円、支出済額は1億8,246万2,405円で、執行率が84.1%となっております。

まず、7節報償費は、ふるさと納税の返礼品として7,654万4,036円を、地域力創造アドバイザー等への謝金として288万1,080円を支出いたしております。

12節委託料では、シティプロモーションサイトを運用する経費として428万5千円を支出。また、移住サポートセンターいよりんの業務委託として、いよのミライカイギに対し、661万6,170円を、ふるさと納税の運營業務委託料として、セキ株式会社に対し、2,238万8千円を支出いたしております。

13節使用料及び賃借料では、ふるさと納税推進に係るふるさとチョイス、楽天、ふるなび等13のポータルサイトの利用料として、2,496万9,742円を支出しております。

18節負担金補助及び交付金では、退任した2名の地域おこし協力隊が起業するに当たり、起業支援補助金を支給しております。また、移住者住宅改修支援事業費補助金は、3世帯分を見込み計上しておりましたが、2世帯に対し、314万1千円を支給しております。がんばる地域コミュニティ応援事業補助金は、6団体に対し、50万9千円を、コミュニティ助成事

業費は、3団体に対し、590万円を支給しております。

次に、資料3ページをお願いします。

2款1項12目情報化推進費です。ここでは、伊予市の公式ホームページの運用に関する経費を支出しております。本課分の予算額は232万2千円、支出済額は232万1,880円で、執行率が100%となっております。

次に、資料4ページをお願いします。

2款1項14目地域振興費です。ここでは、ブランド推進にかかる経費及び民公学連携による地域活性化事業のi(あい)プロジェクトなど、食と食文化のまちづくりに関する経費並びに集会所改修等に関する経費の3つの事業の支出を行っております。

本課分は、予算額841万6千円、支出済額734万7,766円、執行率87.3%でございます。

12節委託料においては、ブランド認定品PRチラシを作成するとともに、ブランド認定品を中心とした伊予市の特産品を、連携協定を結んでいるDCM株式会社で4日間、全国連携事業を展開する港区の札ノ辻スクエアで3日間、販促フェアを行ったところでございます。

18節負担金補助及び交付金のうちの補助金不用額60万円につきましては、ますます、いよし。ブランド認定品支援事業費補助金において、認定する10事業者数分の予算を計上しておりましたが、活用事業者数が4事業者に留まったことによるものでございます。

また、集会所改修等事業費補助金として、森集会所ほか市内5か所の集会所の天井や壁の修繕、外壁塗装、フローリング張替えなどへの補助を行っております。

以上で、歳出の説明を終わります。

次に、歳入について説明申し上げます。

決算書は4ページないし7ページ、歳入説明書72、73ページ、102、103ページ、108ないし111ページになります。複数のページに渡りますので、地域創生課分を取りまとめさせていただきますので、配付資料5ページの令和6年度一般会計歳入明細調書をご覧ください。

歳入も、特筆すべき事項に絞って行います。

まず、14款1項1目2節の企画費使用料では、本市への移住を検討される方たちのお試し移住体験施設、なかやま移住交流体験施設使用料で18組が21回利用した使用料でございます。

18款1項1目一般寄附金、収入済額2億5,959万1,500円につきましては、ふるさと納税として16,399件分の寄付があったものでございます。また、能登半島の被災地支援として、代理寄付の受付を実施し、130件、245万9千円受け入れ、必要経費を差し引いて対象自治体へ送金しております。

21款5項1目1節、総務費雑入は、一般財団法人自治総合センターからコミュニティ助成事業として3件の助成金を受け入れております。この金額は、全て歳出の企画費から各団体に同額補助しているものでございます。また、公益財団法人地域社会振興財団から300万円を受け入れし、関係人口創出プロジェクトで活用しております。その他、雑入として、ホームページや広報誌の広告料、協力隊の住宅転居に伴う敷金返還金、市町振興協会からのイベント助成金を受け入れております。

以上で、歳入の説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○川口和代委員長：以上で説明が終わりました。

これより質疑を受けます。

北橋豊作委員

○北橋豊作委員:ちょっと5ページ、ふるさと納税の関係でというか、18節寄附金2億5,959万1,500円ということで、1万6,399件受け付けたということですけど、それで結果的に伊予市の税収支はどうなんですか、ちょっとそこを教えてください。

○川口和代委員長:松本地域創生課長

○松本 宏地域創生課長:ふるさと納税につきましては、国の補填も実はあります。伊予市の方が他市町に寄附した場合に、75%補填してくれるということで、実際にふるさと納税の額が、災害支援とか今18款1項1節の一般寄附では、2億5,900万円になってますけれども、それ以外にもガバメントクラウドファンディングとかいろいろな形で、実際の収入が令和6年度が2億7,500万円ありました。そのうち市内の方が他市町にした金額が5,500万円、差し引いて2億2,000万円の金額がありまして、そこから国から補填される分が4,100万円です。その合計した金額が2億6,000万円、そのうち返礼品とかサイトを使った使用料が1億3,000万円ございまして、実質収支としては1億2,700万円が伊予市に純粹に入っている金額となっております。この金額についても、5年度が7,400万円、4年度が3,500万円と、一応寄附金額も増えているというところで増額にはなってきております。

○北橋豊作委員:分かりました。

○川口和代委員長:門田裕一委員

○門田裕一委員:ふるさと納税事業で、ちょっとホームページのほうのふるさと納税の、こういうふうに使われますよという表示の中で、市長にお任せという項目がありまして、ちょっと内容として、えっというのもあるんですけど、具体的にはもう何年も続いているんですけど、どういった事業を行ってそういったことを教えていただきますでしょうか。

あと2款1項7目のファンミーティングなんですけど、成果調書で4ページで、参加人数、2回合計で56人ということで、概要としては、交流の機会等あるんですけど、どういった形で募集をかけて、主に56人の方はどういった層の方が参加されて、どういった反応があったのか。そして、その方々に対して、またどういうふうにアプローチしていくのか、教えてください。

先ほど御説明の中で、地域おこし協力隊の方が2名起業をされたということで、もし差し支えがなければ、どういった分野でどういった起業をされて、伊予市に対してどういったメリットなり起爆剤があったのか、教えていただければと思います。

以上、3点です。

○川口和代委員長:宮田係長

○宮田勝秀地域創生課係長:私からは、2点目に質問がありましたファンミーティングにつきまして御回答させていただきたいと思っております。

まず、ファンミーティング、令和6年度2回開催をさせていただきまして56名、募集に関しましては、令和5年11月に立ち上げましたシティープロモーションサイト、こちらのほうで友達登録をいただいたLINE登録とかメルマガ登録をいただいた方を対象に御案内をさせていただいたところでありまして、それによって東京首都圏の56名の方が参加の申込みをいただきまして、ファン層といたしましては、7割が30代でございました。参加いただいた方にももちろんアンケート等を実施いたしまして、9割近くの参加者が、伊予市に再訪というか、訪問してみたい、非常にまた興味を持っていただいたわけで、成果としては非常に上がった

ものではないかと思っております。

○川口和代委員長：松本地域創生課長

○松本 宏地域創生課長：1点目と3点目の質問に私のほうから答弁させていただきます。

ふるさと納税につきましては、寄附者からの意向を基に事業の重点項目を割り振りさせてもらっております。基本的に地域創生課のほうで受け入れをして、それを財政課のほうで割り振りをしているところがございます。意思の合ったこの事業にという形で、2年前までは、総合計画の柱を中心に書いていたものを、より具体的に部活動支援であったりとか、部活の地域移行であったりとか、医療費助成であったりとか、そういった形の項目を上げながら、一番下の段に市長にお任せというふうな項目をつけております。どの自治体も約半分が首長にお任せということで書かれている人が大半でございます、これもいわゆる商品をお買物に使っているというふうな傾向が強いふるさと納税の方からすると、もう商品だけもらったらええわいってというような意向があるのかなというところで、基本的には、一般財源に充ててる事業に財政課のほうで振り分けて使っているのが今の現状でございます。

協力隊員の2名につきましては、上田沙耶協力隊員、高木綾子協力隊員、この2名が、令和5年度退任しまして、6年度にこの事業を使っております。

上田沙耶さんにつきましては、自分ところの会社のポップアップであったりとかパッケージデザイン等に使われました。高木綾子さんにつきましては、起業するに当たっての自家用車に使って、高木さんについては、今移住サポートセンターいよりん、県のえひめ暮らしネットワーク等で活躍しながら、県内を幅広く活躍しながら、本市の移住・定住事業とか様々な関係人口を創出する事業の形で幅広くいろんなところに移動するために自家用車に乗っているというのが現状でございます。

以上、答弁いたします。

○門田裕一委員：ありがとうございました。

○川口和代委員長：ほかございませんか。

日野猛仁委員

○日野猛仁委員：2点ほどお聞きしたいと思います。

1つが、すみません、まず用意してもらった資料の5ページなんですけど、真ん中どこかにあります雑入なんですけど、その中のホームページの広告収入であったりとか、広報紙の収入があるんですけど、実際ぱっとホームページを見てみると、下にSTNetさんとか5社ぐらいあるんですけど、この5社だけなんですけど、ほかにもあるんでしょうか、ホームページの収入というのが。

それと確認なんですけど、広報紙の有料広告収入なんですけど、これは具体的にどういったものなのかをちょっとお聞かせ願いたいなと。よく市民課に行って、仮に印鑑証明を取ったら、封筒とかもあって、ありますよね。それがこれになるのか、ちょっとそのあたりが分かりにくいので、それを教えてください。

それとすみません、もらってました資料の4ページなんですけど、下から4番目の18節の補助金の中のブランド認定支援事業というところで、100万円の予算だったんですけど、今回4件の認定という形なんですけど、これが多分10件ぐらいしていたんだと思うんですけど、4件になってしまった要因というのを教えてください。2点お願いいたします。

○川口和代委員長：松本地域創生課長

○松本 宏地域創生課長:まず、1点目の歳入の雑入で、ホームページと広報紙の関係でございしますが、ホームページにつきましては、今掲載されているホームページのバナーに出ているところがそうでございます。広報紙のほうは、毎月発行している広報紙の最終ページの下のところ、各企業に広告を出してもらってます。その1か月分、2か月分、3か月分という形で広告を出してもらってますので、窓口のほうは、窓口でまた別で、多分収入が入っていると思われま。当課が所管している歳入の広告収入、ホームページと広報紙につきましてはそういった形で、ホームページに載っているバナー、それと広報紙の最終面に載っている広告の分でございます。

2点目のブランド認定品の補助事業でございしますが、最大10万円の2分の1補助で、ブランド認定事業者が使える事業として補助金を出しております。10件分を見込み計上しておるところなんですけれども、比較的新規でブランド認定した事業者は使ってくれておるんですけれども、既存の事業者は、今までブランド認定事業ももう10年ぐらいたちますので、なかなか使ってもらえないというふうなところもありながら、ぜひこういった事業も活用しながら、自社の製品をPRしたりとか、本市のPRにも使ってほしいということでアプローチはかけておるんですけれども、なかなか利用が少ないのが今の現状でございまして、令和6年度については4社にとどまったところでございます。

○川口和代委員長:日野猛仁委員

○日野猛仁委員:ありがとうございました。

ちなみに1点目にホームページであったりとか広報紙なんですけど、金額をちょっと教えてもらえんかなと思うんですが、1社幾らなのかという。

○川口和代委員長:松本地域創生課長

○松本 宏地域創生課長:ホームページにつきましては、年間で12万円、広報紙につきましては、1区画1万2,000円、1か月になっております。

○日野猛仁委員:時間もあるのでちょっとお聞きしたいんですが、今力を入れてもらいたいの、やはり企業版のふるさと納税なんですけど、あれがやっぱり企業さんをお願いしても、1割は企業さんの負担になるわけよね。100万円寄附しても10万円はやっぱり持ち出しというふうなところなんで、私は、企業さんに、言うたらホームページ、12万円なんじゃけど、それを掲載してあげるとか、広報紙のほうの1万2,000円なんじゃけど、それを1年間とか、何かそういうふうなことをして企業さんにもメリットがないと、企業版のふるさと納税をお願いするということも、私はいかんのじゃないかというふうにするんです。できたら12月の一般質問でも言おうかと思うんじゃけど、そのあたり今時点の見解をお聞かせ願えんでしょうか。

○川口和代委員長:松本地域創生課長

○松本 宏地域創生課長:御質問ありがとうございます。

日野委員がおっしゃるとおりだと僕も思っております。やっぱり企業にとって本市に企業版ふるさと納税をしてくれるメリットは、しっかりとアピールしなければならないと思っております。

そういう広告的なものを出してもらおうのも一つですけど、今現在は、ホームページでこの企業から寄附がありましたよという形で、100万円以上については、感謝状と同時に市長とも面会してもらって、それをホームページ上で掲載してもらっております。100万円以下に

つきましては、ここの企業から企業版ふるさと納税をいただきましたという紹介程度にとどまっておりますので、今後寄附の在り方等についても検討はしていきたいと思っております。

いろいろな意味で企業もこれからやっぱり地域貢献的な形で活動されているところも多いですので、上手に市と連携するような取組を充実させていきたいと思っております。

○川口和代委員長：ほかありませんか。

森川建司委員

○森川建司委員：2点お願いします。

本当はつまらんとというか、数字だけの話なんですけど、歳出の2ページ、10節消耗品かな、印刷製本費で1万1,000円が執行ゼロなんです。封筒代と書いてるんですけども、封筒を使わなかったのか、ほかの封筒を使ったのかどうか、そこについてすみません、くだらない質問で。

2点目は、3ページのはっぴのクリーニング代っていうんがあるんです。11節4手数料のこのはっぴ3万円の執行率、これは95%なんです。

ところが、4ページにも同じようにはっぴの手数料があって、このクリーニングは、執行率61%で、これは5万円に対して3万円という、いや別にどうでもいいんですけど、はっぴのクリーニングだけでちょっとこんだけ差があるのはなぜかなと、どういう手段でやっ取るのかなと思ひまして、すみません、数字だけで。

○川口和代委員長：松本地域創生課長

○松本 宏地域創生課長：森川委員の質問にお答えします。

まず、2節の封筒代につきましては、ほかの科目で使いましたので、こっからは支出してないと、はっぴにつきましては、いろんな場面で使っております。当然我々行政だけじゃなくて、地域から要望があったら、お貸しすることもしております。事業によって利用ごとに使った後にはっぴクリーニングを出すというふうなことで対応をして、当然貸出ししとっても、汗臭いのよりかは、きれいに洗ったものというようなことで、その事業の終わった後のタイミングでこういった形で、関係人口の創出で使ったものを、ブランドで物販に行ったものが、若干少なかったというようなことでこういう形になっております。少しでも経費を抑制するために、我々職員が使う場合には、各個人が持って帰って、自分が洗って持ってくるというようなこともやっております。

○日野猛仁委員：結構です。

○川口和代委員長：ほかありませんか。

すみません、私から何点か。

成果調書の4ページのところに、2-1-7で、移住・定住支援事業っていうので、いよりんさんの事業が載っていますが、539万円っていうのは、いよりんへの委託料じゃないかなと思いますが、これで今日いただいた資料の5ページのところに、いよのミライカイギっていう会社というか表示が出ているんですが、これといよりんの関係が何かちょっと私には読めないのですが、そこを1点です。

それと同じページです。同じページのところに、事業効果の概要というところでの移住・定住支援事業の最後の行です。移住者だけでなく、移住後の定着率や満足度を上げていく必要があるっていうことですが、移住後の伊予市の定着率っていうのは、どの程度になってい

るのかなってというのが2つ目です。

3つ目行きます。3つ目は、成果調書の6ページです。6ページの食文化のまちづくり事業の中の先ほども説明があったiProject！なんです、高校生と大学生と行政とでいいプロジェクトだと思っていつも見ているんですが、このときもどら焼きも私も食べてみました。とっも焼きが入っていて、ハートの焼きだったかな、入ってて、お使い物に使いたいと思うんですけども、これ開発したけど、紺田のお菓子屋さんにしか置いてない。町家に置いてあったら、ちょっとお使い物にも使えるのになっていう、プロジェクトとしていろいろ開発して、今までもパン屋さんとかラボしたりありましたよね、いろいろ。それがその店にわざわざ行くには駐車場もなかったりするとなかなか止まれないので、町家とか道の駅とかに置けないか。せっかくいいなので、それについて3点です。

松本地域創生課長

○松本 宏地域創生課長:まず、いよりんといよのミライカイギの関係性でございますが、移住サポートセンターいよりんというのは、伊予市がそういう施設を置いているというところで、いよりんという施設がございまして、そこでワンストップ窓口をしております。これを委託業者としていよのミライカイギが受託をして運営をしているというところでございます。だから受託先はいよのミライカイギになっておりまして、もうずっと平成28年からプロポーザルによって3年間の債務負担行為を行って、令和6年度が3年目ですので、令和7年度からさらに3年延長して、いよのミライカイギのほうに委託をしているところでございます。

2点目の移住者の定着率でございますが、率として数字は出してはございませんが、私がずっと移住事業に関わりながら見ておりますと、移住もやっぱりライフスタイルによって変化しているなというふうなことをつくづく感じます。特に子育て世代のときに、就学前で小学校に入って、次中学校に行く段階に部活動の問題があって、次の場所に移動する。また、次大学進学のとによって、進学のところの場所に移動するという形で、やはり移住者はどちらかという、土地がない、その土地に生まれ育ってない視点もあるんでしょうけれども、どんどん次進むような考えを持っている人が多いと思います。そういう面では、やはり移住してきてもらってオーケーではなくて、しっかりと地域になじんでもらって、もうついの住みかにしたいなと思ってもらえるような関係性を構築するのが、物すごく私は大事なかなというようなことを思っていて、これはいよのミライカイギのほうもそういう視点で、移住後にいろんな地域と人をつながれるような関係性を構築するために交流会を開催してくれたりとか、いろんな面で地域とのサポート体制を構築してもらっておりますので、こういう定着率を上げていくことが、これからは大事なのかなというようなことは感じております。

3点目のiProject！でございますが、ずっとこれも10年ぐらやっている事業なんですけども、正直一年一年で成果を出さなければならないという難しいところがございます。高校生は、伊予農業高校の3年生が主に参加しています。大学生も2年生から4年生まで参加するんですけども、大体1年間、単位制ではございませんので、1年間やる中でどんな事業に取り組もうかということをお互い相談しながら決めております。そこで、市内事業者さんとマッチングをしながら、市内事業者さんにもそういうふうな高校生・大学生と一緒にやってみませんかというようなアプローチをしながら、商品開発に取り組みまして、令和6年度については、紺田さんのどら焼きを採用しました。これは、紺田さんからの強い要望もあって採用したところでございます。川口委員長さん御指摘のとおり、ほかのところでも何か共通してでき

るような取組、令和7年度については、20周年事業の佐伯矩先生の関係もあって、大根料理を広めようということで、いろんな食生活のグループであったりとか、いろんな団体に協力いただきながら、大根料理のレシピを作りました。だから、広がりを持てるような感じの事業推進もしていきたいところもあるんですけども、やはり高校生・大学生の思いっていうのも大事にしたいなというところもあって、令和6年度については、高校生・大学生がどら焼きを作ってみたいという思いもありましたので、こういった事業になったところでございます。

以上、答弁いたします。

○川口和代委員長：分かりました。ありがとうございます。

ほかございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川口和代委員長：質疑もないようですので、以上で地域創生課の審議を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後4時00分 休憩

---

午後4時00分 再開

○川口和代委員長：再開いたします。

以上をもちまして、本日予定いたしておりました審査を終了いたします。

10月31日の最終日も、午前9時から開催いたしますので、よろしくお願いいたします。大変お疲れ様でした。

午後4時01分 閉会